

旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会報告書

平成28年11月14日

備前市議会議長 鶴 川 晃 匠 殿

委員長 橋 本 逸 夫

平成28年11月14日に委員会を開催し、次のとおり調査したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	結 果	備 考
旧アルファビゼン盗難事件に関する調査について ① 証人尋問について 宇治橋秀一氏 吉村武司氏 加々本昌和氏 ② 参考人の意見聴取について 濱山一泰氏（備前市職員） 高橋昌弘氏（元備前市職員） ③ 情報提供依頼について	継続審査	—

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
証人尋問（宇治橋秀一氏）	3
証人尋問（吉村武司一氏）	26
参考人の意見聴取（濱山一泰氏）	51
証人尋問（加々本昌和氏）	65
参考人の意見聴取（高橋昌弘氏）	73
情報提供依頼について	79
閉会	80

旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会記録

招 集 日 時	平成28年11月14日（月）	午前9時30分		
開議・閉議	午前9時35分	開会 ～	午後5時16分	閉会
場所・形態	委員会室A B	閉会中の開催		
出席委員	委員長	橋本逸夫	副委員長	川崎輝通
	委員	山本恒道		田原隆雄
		尾川直行		田口健作
		津島 誠		掛谷 繁
		守井秀龍		立川 茂
		西上徳一		山本 成
		石原和人		森本洋子
		星野和也		
欠席委員	なし			
遅参委員	なし			
早退委員	なし			
列席者等	なし			
参 考 人	濱山一泰（備前市職員）			
	高橋昌弘（元備前市職員）			
証 人	宇治橋秀一			
	吉村武司			
説 明 員	なし			
事 務 局	議会事務局長	草加成章	事務局次長	入江章行
	議事係長	石村享平	議事係主査	青木弘行
傍 聴 者	報道関係	山陽新聞	朝日新聞	読売新聞
		産経新聞	N H K	O H K
		R S K		
	一般傍聴	20人		
審査記録	次のとおり			

午前9時35分 開会

○橋本委員長 皆さん、おはようございます。

定刻を若干過ぎましたが、お許し願いたいと思います。

ただいまの御出席は15名全員でございます。定足数に達しておりますので、これより旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会を開会いたします。

初めに、傍聴の取り扱いについてですが、本日の会議につきましては一般報道関係者の傍聴をそれぞれ許可することとし、一般傍聴者が定員を超えた場合は委員会室Cにて音声のみの傍聴をしていただくことにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

また、報道関係者から申し出をお受けしております写真撮影、録音及び録画は許可しておりますが、証人尋問につきましては証人の意見を聞いた上で委員会にお諮りします。

次に、本日の議事日程でございますが、お手元に配付しておりますので、ごらんください。

本日は、11月2日開催の本特別委員会での決定により、証人4名に対する尋問と参考人2名からの意見聴取を行います。

それでは、証人尋問についてを議題とします。

初めに、本日用証人尋問について、お手元に配付しております資料1に基づいて説明をさせていただきます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次の場合は証言を拒むことができることになっております。証言が、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の被後見人が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれがある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、公務員の職務上の秘密について尋問を受ける場合及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士（外国法事務弁護士を含む）、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者またはこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合、これらに該当するときはその旨を申し出ていただきます。これら以外に証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく証言を拒んだときは6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合には宣誓をさせなければならないこととなっております。この宣誓についても次の場合はこれを拒むことができることとなっております。証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の被後見人に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときは宣誓を拒む

ことができます。それ以外は拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることとなっております。

以上が、証人が証言拒否等をできる場合の注意事項、罰則などになります。

なお、各証人にはこの資料をもとに事前に説明を行っております。ただし、最初に予定をしております塚元年弘さんには十分な説明ができておりませんので、入室をして、休憩中にしたいと思っておりますので、御了解をいただきたいと思っております。

それでは、塚元年弘証人に入室していただきますが、この際暫時休憩をいたします。

午前 9時41分 休憩

午前10時28分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

先ほど、休憩前あるいは休憩中に塚元年弘証人につきまして問題が発生をいたしました。これはもう皆さん方も御存じかと思いますが、先ほど控室のほうで誤解を解くべくいろいろと話し合いをしましたが、御本人がこの百条委員会の設置意義自体について我々と大きな隔たりがあるみたいで、平行線をたどって御理解をいただくことができませんでした。この塚元年弘証人に対する対応につきましては、後刻皆様方に御相談を申し上げたいと思っております。

***** 証人尋問（宇治橋秀一氏） *****

本日、11時から開始ということで宇治橋秀一さんを証人としてお迎えをしております。先ほど、もう既に来ておられまして、30分ほど早めることに異議がないかというふうに相談をいたしましたところ、いいですよということでございます。

この際、皆さん方にお諮りをいたします。

本日、2人目の宇治橋秀一証人を30分時間を早めて証人尋問をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

それでは、宇治橋秀一氏に証人に、「ヒデイチ」ですか、ごめんなさい、「ウジバシヒデイチ」さんだそうでございます。秀一証人に入室をしていただきます。

暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時31分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

本日は、お忙しい中にもかかわらず本特別委員会の出頭請求にお応えをいただき、まことにありがとうございます。本特別委員会の調査に御協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

これより証人尋問を行いますが、証言を求める前に証人に申し上げます。

証人尋問については地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。証人の権利及び罰則の適用の可能性についてはあらかじめ文書でお渡しをしたとおりであり、また同様の文書を資料1としてお席に用意してありますが、その内容は御承知いただけましたでしょうか。

〔「はい」と宇治橋証人発言する〕

ありがとうございます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴者の皆様、報道関係者の方々も含めまして全員御起立願います。

それでは、宇治橋秀一証人、宣誓書を朗読願います。

○宇治橋証人 宣誓書。私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。

○橋本委員長 宣誓書に署名、押印をお願いします。

ありがとうございます。皆さん、御着席願います。

それでは、これより証人に証言を求めますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際にはその都度挙手の上、委員長の許可を得てから発言されますようお願いをいたします。

なお、こちらから尋問をしているときは着席をしたままで結構ですが、発言の際は起立をして発言を願います。

また、委員の皆さんに申し上げます。

本日は、旧アルファビゼン盗難事件に関する調査事項について証人より証言を求めるものであり、不規則発言等議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。

また、証人の人権に留意されるよう、あわせて要望いたします。

これより宇治橋秀一証人から証言を求めます。

まず、尋問の進め方ですが、資料3の証言を求める事項について尋問をさせていただきます。

尋問は、1件ずつ委員会を代表して委員長から行うこととします。

なお、関連質問を希望する委員は、委員長の許可を得てから行っていただくようお願いをいたします。

それでは初めに、人定尋問を行います。

あなたは宇治橋秀一さんですか。

〔「はい」と宇治橋証人発言する〕

ありがとうございます。

続きまして、住所、生年月日、職業については事前に記入していただきました確認事項記入票のとおりで間違いございませんか。

〔「間違いございません」と宇治橋証人発言する〕

ありがとうございます。

それでは、この後の尋問につきましては委員会を代表しまして委員長から行います。

まず、1点目の故永井正人氏、これはNPO法人片上まちづくりの代表であったということでございますが、あなたとの連携につきまして御説明ください。

〔「立てって」と宇治橋証人発言する〕

はい、手を、挙手をして。

〔「はい」と宇治橋証人発言する〕

宇治橋証人。起立をして。

○宇治橋証人 私は、以前勤めは商工会議所に勤めておりました。そのときから、実は商業担当として旧アルファ、今で言えば旧アルファビゼンの業務にも長らく携わっておりました。ちょうどアルファビゼンが閉店することになった14、5年でしょうか、そのときに今お話しございましたように永井正人氏よりお話がございました。彼は、その段階でたしか片上地区自治会連合協議会の会長という立場にあったかと思いますが、そういう商工会議所としても地元の商業者であるとか、地域住民の福祉を考えるとという中で自治会の永井さんとのお話がマッチングしたということで私ども商工会議所でも積極的にその応援、ビルの再開について検討していかなければならないということで、当初片上まちづくり委員会というものを商工会議所の中へ設置させていただきました。この段階では、会長はその当時副会頭でございました長崎信行氏にお願いしまして、連携して自治会と一緒に動いておりました。

その中で数年、2年ほどたちましたでしょうか、やはりNPO法人にしたほうがいいんじゃないかというような皆様方からの御意見もございまして、片上まちづくり委員会を発展的に解消しまして、このNPOに切りかえた時期がございました。そのときに自治会連合協議会の永井さんのほうから要請ございまして、ぜひとも事務局でお世話をさせていただきたいというようなお話しございました関係上、私も片上の住人でもございますし、いち早くアルファビゼンを再開してほしいという気持ちから快くお引き受けさせてきたのがNPO法人のかかわりでございます。よろしゅうございますか。

○橋本委員長 ありがとうございます。

ただいま宇治橋証人からの証言がございましたが、この1点目に関して関連をする質問がある方は挙手の上、許可をいたしますので、お願いをいたします。

どなたからでも結構です。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、私のほうから1点お尋ねをいたします。

当時、このNPO法人片上まちづくりができた段階で、賃貸借契約を備前市側と締結をしようとした中で、原資としてその賃貸借契約をなさると必ず賃貸借料が発生しますが、それらの費用の捻出についてどのような財源的な裏づけがあったのか、宇治橋証人はその当時を思い起こしてお答えをいただけたらと思います。

宇治橋証人。

○宇治橋証人 原資といいまして、私どももNPO法人をつくった段階で早急に新たな商業キーテナントを見つけようということで奔走しておりました。ですから、その段階ではそう何年もかかることではないというような理解もございましたし、ちょうどこのNPO法人の役員と、それを協力してくださる方々の中にも少しぐらいの資金的なものだったら出そうという方もいらっしゃいましたし、ちょうどそのころ景気が非常によかったかと思えます。地域住民に呼びかけるとその段階でも何百万円というお金が入ってきた、協力していただいた時期もございましたので、そういうようなものが頭の中にございました関係上、この事業を進めていってもいけるんじゃないかなと、早急にビルのキーテナントが見つかるんじゃないかなというような気持ちがまず第一に動いたかと思えます。

○橋本委員長 ありがとうございます。

ほかにはこの1点目の件に関してはよろしいですか。

次の質問に移りたいと思います。

よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、2点目の質問に移ります。

旧アルファビゼンの鍵の管理についてはどのようになされておったか、証言を願います。

宇治橋証人。

○宇治橋証人 NPO法人片上まちづくりの事務所は、今で言いますと片上商店街のかたかみ夢袋という事務所がございます。そちらのほうへ最初っから事務所として設けさせていただきました。そこは、私ども新屋敷町内の個人の方のおうちをお借りしてやらせていただいていたわけですが、その建物の中に入りますと左側手前に鍵ボックスを設けさせていただきました。この鍵ボックスは約10個ほど、10種類ほどの鍵がおさまる状態でございますが、その中の一つにそのお預かりした鍵を置いて、それで常時関係者が使う場合にはそこから、そのキーボックスから持って出入りできるというような仕組みで進めておりました。

以上です。

○橋本委員長 本件に関しまして委員の皆さんからの関連質問、追加質問ございませんか。

田口委員。

○田口委員 鍵の件ですけど、そのとき鍵は1つだけだったんでしょうか。

○橋本委員長 宇治橋証人。

○宇治橋証人 鍵は定かで、定かというんでしょうか、複数ございました。複数といいますのは、メインの玄関口、それから裏口等数個ございましたが、たしか2つか3つだったかと思えます。主に使うのは表玄関口を使ってた。といいますのは、中にもたしか鍵を、鍵であけなければならない部分があったかと思えます。そういったものがじゃらじゃらといったような形で一組ございました。

以上です。

○橋本委員長 よろしいですか。

○田口委員 はい。

○橋本委員長 ほかにございませんか。

立川委員。

○立川委員 キーボックスから持ち出されたということなのですが、そのキーボックスの、例えば誰々が何時から使いましたよとかという管理簿的なものは存在したんでしょうか、どうでしょうか。

○橋本委員長 宇治橋証人。

○宇治橋証人 残念ながらそういうようなことはしてませんでした。

○橋本委員長 よろしいか。

○立川委員 よろしいです。

○橋本委員長 委員長のほうから1点。鍵の機能につきましては、我々はマスターキーがあったというふうに聞いておるんですが、先ほどの証言では玄関だとか裏口であるとか、いろいろ分かれておったやに今証言がなされたんですが、マスターキーの存在は、証人は御存じでしたか。

宇治橋証人。

○宇治橋証人 今、委員長からお話しありまして思い浮かべればあったかと思いますが、それはたしかこの代表理事の永井さんがお持ちであったかというふうに私は今思いました。

○橋本委員長 はい、わかりました。

ほかにございませんか。

ないようでしたら、次の質問に移りたいと思います。

川崎副委員長。

○川崎副委員長 これまでの百条委員会で備前市側はマスターキーについては2つか3つを貸したと、そのような証言があったように思います。今の発言では、マスターキーは1個で、永井さんのみ管理していたというような理解でよろしいんでしょうか。

○橋本委員長 宇治橋証人。

○宇治橋証人 私ども通常は表玄関の入り口のところの鍵、それから裏口、事務所ですか、の鍵、それぞれ別に使っておりましたから、1つじゃなかったかというふうに私自身は今感じます。

○橋本委員長 よろしいか。

ほかにございませんでしたら次の質問に移りたいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、3点目のNPO法人片上まちづくりでのあなたの、宇治橋証人の役割についてをお尋ねをいたします。

宇治橋証人。

○宇治橋証人 先ほど来から申し上げましたように、私は永井代表理事からこの片上地区の人間でもございますし、いろいろ協力してほしいという申し出がございました。理事となった役員はたしか10名だったんじゃないかと思いますが、私はその当時は商工会議所職員でもあったということで、理事から外れて事務局ないしはちょっとおこがましいんですが、事務局長的な立場を貫かさせていただきました。事務をする者は私のほかに2人いましたが、主にパソコン等ができるという関係から私が特に永井さんの指示で受けているいろいろ動いたということでございます。よろしゅうございますか。

○橋本委員長 ありがとうございます。

本件に関しまして関連する質問ございましたら。

田原委員。

○田原委員 事務局といういろいろな分野に携わるんですが、会計面も担当されたんでしょうか。

○橋本委員長 宇治橋証人。

○宇治橋証人 会計面も通帳をつくって、もう一人女性事務員が、無給なんですけど、おるんですけど、その者と一緒にやらせていただきました。

○橋本委員長 どうぞお座りください。

田原委員。

○田原委員 そういうことで、先ほどの中では委員長から立ち上げの原資についての質問がありました。そういう中でキーテナントの探し、また理事の協力者、地域住民の協力と、そういうようなことでの運営をされたようなんですけども、そういう中で最終的にはそれが行き詰まって撤退という経緯になったんですが、そのあたりのことについてもう少し詳しく教えていただければと思います。

[「済いません、もう一回ちょっと……」と宇治橋証人発言する]

○橋本委員長 田原委員、もう一度質問をお願いいたします。

○田原委員 スタートしましたよね。最終的には資金が行き詰まって360万円、年間360万円の家賃も払えなくなったということで撤退をしましたですね。その間の経緯についてこういう努力をした、こうだったけども、こうだということについて記憶のあるところをお願いしたいんですが、どういう方がメインでやられてたのかということもおわせてお願いいたします。

○橋本委員長 宇治橋証人。

○宇治橋証人 先ほど申し上げましたように、ある時期には協賛金としていろんなところをお願いして、かなり潤沢な、二、三百万円だったかと思うんですけど、そういう金額が通帳にあったかと思います。そういうものが毎年続けていけばいいんですけど、市とアルファビゼンの賃貸借契約をした後、いろんな諸費用がかかってきます。後ほど話は出ようかと思うんですけど

ど、電気関係の保安費用も必要でございますし、どうも先行きが怪しくなってきた、実はお借り入れもしたことがございます。貸していただいたこともございます。銀行からじゃございませんけど。そういうようなことがありまして、収支がだんだんと、年々悪化していくのを見て、それから先行き展望が暗くなってくるのと照らし合わせて最終的には解散というようなことになったかというふうに今になってみれば思います。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 我々も議員で賃貸契約についていろいろ議論をしたんです、当時。

〔「はい」と宇治橋証人発言する〕

その中で、年間の賃貸料は360万円、それから、これ御存じですね。

〔「はいはい」と宇治橋証人発言する〕

賃貸契約。それで、毎年1,000万円の……。

〔「積み立て」と宇治橋証人発言する〕

積み立てもすると。それで、これは撤退するときには建物を取り壊すんだと、そのために積み立てをしておくんだと、こういうような契約がありましたよね。御存じですよ。確認をさせていただきます。

○橋本委員長 宇治橋証人。

○宇治橋証人 今、田原先生おっしゃられたことでございますけど、最終的にそれは実現かなわなくなって破産、解散というようなことになったわけでございます。

○橋本委員長 よろしいか。

田原委員。

○田原委員 そういうような中で、この取り壊し、それから、その前段でこの契約書ですが、百条委員会のさきの証人の中で森山副市長でしたか、この契約書はNPO側のほうから案として提案されたもんだと、こういうふうに証言いただいているんですよ。その辺の事情は御存じですか。

○橋本委員長 宇治橋証人。

○宇治橋証人 私もその席に、永井、そのときの代表理事らと一緒に出席させていただいたかと思えますけれど、今おっしゃられたことでその書類が私どもがつくったものを市のほうへ提出して、それをお認めいただいたかどうかということでございますね。

〔「はい」と田原委員発言する〕

ちょっとそこはちょっとはつきりと私も記憶にございません。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 わかりました。

○橋本委員長 よろしいか。

○田原委員 よろしい。

○橋本委員長 ほかにございませんか。

津島委員。

○津島委員 先ほどの証言の中で尻すぼみに事業がいなくなつて、銀行からではない借入金をされたと申されましたけど、それはもし差し支えなければ教えていただきたいと思います。

○橋本委員長 宇治橋証人。

○宇治橋証人 その当時、後ほど話しがあるようになると思うんですけど、吉村今の市長さんも幹事に入っていておりました、私どものメンバーに。そういう関係から御支援をいただいたんですけど、当然借入金でございます。個人からでしたか、ちょっと会社からだったと思うんですけど、そういうことで最後は負債として残ってしまったということでございます。

○橋本委員長 よろしいか。

○津島委員 よろしい。

○橋本委員長 じゃあ、委員長のほうから先ほどの質問に関連してなんですけど、開設当初、NPO法人がスタートした当初に約二、三百万円のいろんなところから協賛金として入ってきておったと。この協賛金というのはあくまでも収入勘定で借入れではないですよ。お答えください。

宇治橋証人。

○宇治橋証人 先ほど、片上まちづくり委員会というのをお話ししましたが、そのときいろいろ地域の皆さん方が熱意を持っていろんな形の協力金をお預かりしたことがございます。そういったものがNPOに移行する段階で剰余金としてあったかと思えますんで、それをそのままNPOのほうへ移らせていただいたということで、二、三百万円だったと思います。借入金じゃありません。

○橋本委員長 いろいろと努力をなさったにもかかわらずテナント等が集まらなかった。家賃はこれからどんどんどんどん出ていくという中で、当初連帯保証人であったウエストジャパン興業からこのNPO法人片上まちづくりに対して寄附という資金提供、寄附という形で入っておったのか、あるいはもう当初から、ウエストジャパン興業のほうとすれば貸付金、NPO法人としては借入金という会計処理をなされておられたのかどうか、お尋ねをいたします。

宇治橋証人。

○宇治橋証人 間違いございませんと思うんですが、借入れとか貸し付けをいただいたということはございません、一切。借入れないです。それ、今さっき最後になって360万円お支払いするのが困難な状況になった段階で会社側からですか、お借り入れしたかと思えます。

○橋本委員長 えっ。

○宇治橋証人 会社側から、会社側からだと思うんですけど、お借り入れしたことがございます。ですから、最後のほうの決算書をごらんいただければそのような記載になってるかと思えます。

○橋本委員長 我々が聞いておるのは、当初は寄附金のような格好で、つまりNPO法人とすれば借入金ではなかったと。それが、ある段階から借入金という格好で処理をせざるを得んようになったというふうにお聞きしとんですが、そのとおりでよろしいでしょうか。

宇治橋証人。

○宇治橋証人 ちょっと今それについて定かに答えろというのちょっと難しいですが、ただ税務署へはそれなりの報告をしておりますので、そちらのほうをごらんいただいたらと思います。

○橋本委員長 よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、次の質問に移りたいと思います。

NPO法人片上まちづくりの事業内容についてをお尋ねをいたします。

宇治橋証人。

○宇治橋証人 片上まちづくり、NPO法人片上まちづくりは、先ほど来申し上げているように旧アルファビゼンの再開ということが一番大きな命題でございました。ただ、それを再開するにもキーテナントが退店した後、また再度入っていただくには数カ年間はかかるだろうということで、その数カ年間地域の皆さん方の気持ちが緩まないようにということで、このNPOが特に毎年いろんな地域イベントをして皆様方の気持ちを引きつけながら、また反面キーテナントの方々にもいろんな面で交渉いたしました。ただ、その段階ではキーテナントさんもやはりこちらへ温かい目を見ていただくことが余りなかったかと思えます。

以上です。

○橋本委員長 本件に関しまして委員の皆さんからの関連質問、追加質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、次の質問に移ってよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、5点目の質問に移ります。

電気主任技術者という方があれだけの建物ですからおられたかと思うんですが、それらについて高圧受電変更の契約を平成20年4月1日に行っておられますが、そのときの状況あるいは高圧受電の契約を廃止したのが平成22年2月25日、それから低圧受電の新規契約の手続をされた実務者等々についてお尋ねをいたします。

宇治橋証人。

○宇治橋証人 電気関係のこと、私どもNPOの者は全くの素人でございまして、市のほうからこういう手続が要るんだというようなお話を聞かされまして、たしか中国電気保安協会だったかと思えますが、そちらのほうから専門の方が来ていただきまして、そちらにお任せしたと。ただ、毎月、毎月でしたか、何か36万円という、毎年だったか、ちょっとわかりません。数十万円の、年間だったと思うんですけど、そういったお金が要るということで、それは私どもNPOのほうで負担させていただいたことがございます。それで、済いません、そういうことでございます。済いません。

○橋本委員長 電気主任技術者のお名前については記憶にございませんか。どなたに頼っておったかという。

宇治橋証人。

○宇治橋証人 ちょっと書類をひもといてみたんですけど、そのときのものがちょっと散逸して見当たりませんが、もし何でしたら中国電気保安協会のほうへお尋ねいただけたらおわかりになるんじゃないかなというふうに思います。

○橋本委員長 本件に関しまして委員からの関連質問、追加質問ございましたらお受けしたいと思います。

田原委員。

○田原委員 低圧受電の新規契約も電気保安協会へお願いしたんでしょうか。

○橋本委員長 宇治橋証人。

○宇治橋証人 私ども、高圧と低圧の分別がよくわからなかったんですけど、全て中国電気保安協会の方にお世話いただいたかと思います。

○橋本委員長 よろしいか。

○田原委員 はい。

○橋本委員長 それでは、次の質問に移りたいと思います。

6点目は、電気関係の協力事業所ということなんでございますが、これは先ほどの証言の中に出てきました中国電気保安協会以外に何か電気関係で協力事業所があったら証言願いたいと思います。

宇治橋証人。

○宇治橋証人 特別ございません。あるとすれば中国電気保安協会さんが中国電気工事さんにそちらでお願いしていただいたんじゃないかなと思っております。私どもとしては手を加えておりません。

○橋本委員長 よろしいか。

田原委員。

○田原委員 それは電気の手続関係なんですけど、平成20年4月1日からアルファビゼン、NPOがあそこで活動を始めたわけですよ。当然、内部の電気設備、電気工事はされたと思うんですけど、それは中電工に頼むほどの大きな事業じゃないですわね。そういう事業はどなたがされたんでしょうか。室内の改造その他の工事です。

○橋本委員長 宇治橋証人。

○宇治橋証人 改造してましたかね。配電盤のところは私ども事務方の一人、本郷氏がスイッチを入れたり消したりというようなことをして、その程度で賄っておったの、いろいろさわってみてここをつけるとこういうふうになるというような理解のもとに動かしておったかと思うんですけど、当初は、そう大きなことはしてないから、ちょっとよくわかりません。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 今、本郷氏の名前が上がりましたが、この本郷さんはNPOでどんな仕事をされたんでしょうか。

○橋本委員長 宇治橋証人。

○宇治橋証人 代表理事の永井さんと懇意な関係がございましたが、彼は私と女性職員と本郷さんと3人が一体となって事務方の世話をさせていただきました。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 それでは、本郷さんもかなり実務的なことを御存じというふうに解釈したらいいんでしょうか。

○橋本委員長 宇治橋証人。

○宇治橋証人 帳簿とか書類的な面については全くかかわってなかったかと思います。体を動かすとか、そういうようなことで世話をいただきました。

〔「体を動かすほうですね。はい、わかりました」と田原委員発言する〕

○橋本委員長 ほかにございませんか。

田口委員。

○田口委員 記憶にあればですけど、当時一月の電気代って幾らぐらいかかってたか覚えられてないですかね。

○橋本委員長 宇治橋証人。

○宇治橋証人 ちょっと今おっしゃられてもすぐに思い出せませんが、帳簿を見ればわかるんじゃないかと思います。10万円台だったと思います。

〔「ありがとうございます」と田口委員発言する〕

○橋本委員長 よろしいか。

ほかにないようでしたら次の質問に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次の質問に移ります。

旧アルファビゼンの施設内の備品の処理や搬出について、証人が知り得るところを御証言願いたいと思います。

宇治橋証人。

○宇治橋証人 これは私どもがNPOとして市から転貸をするといった段階のことでございますか。

○橋本委員長 いえ……。

〔「いつごろのこと……」と宇治橋証人発言する〕

それには特定はしておりません。

○宇治橋証人 アルファビゼンをNPOが使わせていただく段階ではビルが閉鎖になってから数年たっておったかと思います。中へ入らせていただきますといろんな物品が散乱しておりまして、到底すぐに使える状態じゃございません。これをきれいにしておかないと新たなテナントさんがおってもその内容を見ただけでまず撤退されるだろうということで、地域住民、恐らく四、

五十人だったと思います。何日も、何十日もかけて中の粗大ごみを市のほうへ持って帰ってもらったり、私どもが持っていったりということで、本当に何か月間もかけてきれいにさせていただきました。ただ、4階が食堂だったもので、4階へ入るとまたこれが非常に什器備品が散乱しておって、非常に持ち出しもしにくい、汚いというようなところを休みごとに皆さん方の協力を得てきれいにしたつもりでございます。

その中で、使える備品もあったわけでございます。例えばテーブルであるとか、ロッカーであるとか、そういったものについては先ほど申し上げましたようにかたかみ夢袋、事務所ですが、そちらのほうへいただいたりということで、関係者協議の上で処分は、中古物品の処分はさせていただきます。

以上であります。

○橋本委員長 本件に関しまして関連質問等ある方はどうぞ。

津島委員。

○津島委員 備前市で一番大きい大型商業施設の備品をかたかみ夢、何ですか。

〔「夢袋」と呼ぶ者あり〕

〔「夢袋ですね」と宇治橋証人発言する〕

夢袋へどうも収納、全部収納できたとは私は考えつかんのんですけど、ほかにどこへ持ち出されたような気がしますでしょうか。

○橋本委員長 宇治橋証人。

○宇治橋証人 かたかみ夢袋へは事務机1本であるとか、ロッカー1本であるとか、そういった程度でございます。ただほとんど、ほとんど廃棄にはいたしました。ただ、ロッカーで使えるものについては1本くださいという参加者の中からお話があつて持っていったりはございますが、そう、例えば業者に売却したとかというようなことは全くなかったかと思えます。

○橋本委員長 よろしいか。

津島委員。

○津島委員 4階の食堂やゲームセンターなどの長椅子とかソファなんかが一説には大内の自動車学校の、2階の廊下へあったぞというのを私小耳に挟んでるんですけど、それは宇治橋さんは御存じでしょうか。

○橋本委員長 宇治橋証人。

○宇治橋証人 全く存じ上げません。

〔「はい、わかりました」と津島委員発言する〕

○橋本委員長 ほかにございませんか。

田原委員。

○田原委員 この契約書を見てみると、我々も議会で1棟貸しをしたということは認めました。ところが、残念ながらあれだけのものを備品台帳が一切市のほうにないんですよ。

〔「何……」と宇治橋証人発言する〕

備品台帳が、今持ち出されたというのが。これはもう我々としても議会のチェックミスだと思うんですが、あれだけの施設を購入して、その中にあった備品について一切市側に備品台帳がなかったというのは後からわかって我々も反省してるんですが。そういう中で、この契約書にはそういう内部のものは持ち出していいですよと、処分していいですよということはないんです、この中に。その辺の役所側の窓口というか、その搬出したりすることを認めた人、またどうぞという立ち会いがなかったのかということと、誰がそれを了解したか、その辺のことおわかりですか。

○橋本委員長 宇治橋証人。

○宇治橋証人 どなたがというのはちょっと忘れましたが、商工関係の窓口だったのは間違いございませんし、それから今あれだけの大きな建物で備品がとおっしゃられますが、主な備品は事務所の備品だけなんです、事務所。あと1階、2階、3階ありますけれど、散逸して使えるような備品ございません。反対にそれを全部解体処分してするのに非常に大きな労力を得たということは記憶にございません。フロア全部使える備品があればいいんですけど、あったのは事務所、ちょうどこのぐらいですか、のような事務所があって、その中にあったものが今申し上げたものでございます。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 事務所にあった備品はその程度だということで、ほかのところについてまで詳しくはチェックされてないんじゃないですか。もう全館全て事務局長さんはチェックされてそのような御判断ですか。事務所だけなんですか。

○橋本委員長 宇治橋証人。

○宇治橋証人 あとの備品で使えるものがあったかどうかというのは私としては全くなかったかと思えます。もしお尋ねになりたいければ、またほかの先ほど話し申し上げました本郷さんとかに聞いていただいてもよくわかると思えます。特に、彼はそういった部分で采配をさせていただいた方の一人でございますから。

〔「ありがとうございます」と田原委員発言する〕

○橋本委員長 川崎副委員長。

○川崎副委員長 先ほどの発言で数カ月、四、五十の方が片づけに出入りしたということですが、その出入りについては鍵をあげて、最後その日の1日の片づけが済んで鍵を締めるという責任は宇治橋さんが担っていたというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○橋本委員長 宇治橋証人。

○宇治橋証人 いや、ほとんど永井代表理事でございます。それで、数カ月と申しましたが、毎日じゃございません。土曜、日曜ぐらいというふうにお考えいただけたらいいと思えます。

○橋本委員長 よろしい。

○川崎副委員長 はい。

○橋本委員長 ほかにございませんか。

石原委員。

○石原委員 先ほど、質問にもありましたけれども、しばらくかけて大変な思いをされて片づけに当たられたとのことですが、先ほど市の窓口として商工関係の窓口をおっしゃいましたけれども、じゃあ数カ月かけて片づけであったり、搬出作業に当たって、市の、市役所側の例えば職員の方が何回か立ち会われたり、こういったものはどうでしょうかというような相談をされたり、そういうようなことは、市側のかかわりというのはどうだったのでしょうか。

○橋本委員長 宇治橋証人。

○宇治橋証人 最初、片づけるときの連絡でありますとか、終わったときの報告はさせていただきましたが、直接現地へ来てこれは要る、これは置いとけとかというようなことはなかったかと思えます。なかったと思えます。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 ありがとうございます。

確認のような形なんですけど、もうじゃあ市のほうには片づける前にこういう形で片づけますよという御連絡をして、もうそれ以後はもう市側としてはもう御自由にどうぞというような形で捉えとったらよろしいのでしょうか。

○橋本委員長 宇治橋証人。

○宇治橋証人 おっしゃるとおりで、そういうような必要なものは全て持って出ていらっしゃるというようなお話だったもので、私ども皆さんはそのつもりで動かしました。

〔「ありがとうございます」と石原委員発言する〕

○橋本委員長 よろしいか。

○石原委員 はい。

○橋本委員長 なければ、次の質問に移りたいと思えます。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次の質問に行きます。

旧アルファビゼンの株式会社備前まちづくりへの転貸借契約について、知り得る範囲で結構でございます。御説明願いたいと思えます。

どのような状況から転貸借に移行したかという背景も含めて御説明願えれば。

宇治橋証人。

○宇治橋証人 NPO法人片上まちづくりが数年たつちになかなか思うように事業展開ができないという中で株式会社備前まちづくりができたわけです。この株式会社備前まちづくりの代表者は、後ほどお話しあると思うんですけど、市長の吉村さんと永井さんと、が代表理事だって、それからもう一人先ほど言いました本郷さん、その御三人が役員として名を連ねておりました。NPOのするべき業務と、この株式会社のするべき業務が当然違うわけでございますから、私ども備前まちづくりがあの中で業務をして、収益を得てくれればNPOとしても非常に助かると。

悪く言えば、私どもが払うべき賃料をそちらのほうへお願いできると、一部お願いできるというようなことで転貸借契約、これについてはまず市役所のほうへ一番に相談いたしました。そういうようなことがしてもいいかどうかということで御協議いただいた結果、よろしいという御判断をいただきましたので、私どもは株式会社のほうへ転貸をするというようなことに至ったわけでございます。

○橋本委員長 本件につきまして関連質問、追加質問ございましたらお願いをいたします。

田原委員。

○田原委員 NPOの立ち上げは、まちづくり委員会を発展的に解消してNPOを立ち上げたんだと、こういうようなことでございましたね。それで、20年3月31日に契約で10カ年間の賃貸契約を結んでおられます。

そこで、NPOの設立が19年2月1日なんです。もうその、NPO立ち上げにも参加されたというか、その辺の事情もよく御存じですね。

○橋本委員長 宇治橋証人。

○宇治橋証人 また、話戻るようですけど、15、6年ごろに片上まちづくりができた段階で地域としてもやはり何とかしてほしいという声ございまして、そのとき署名活動も地域としてさせていただきます。約1,000人の方がその当時は岡嶋信夫さんが自治会連絡協議会の会長だったかと思います。そういうことで、片上地区の総意を持って市でありますとか、商工会議所のほうへお話を持ってきて、それが経緯で三、四年ですか、4年経過しとる間にNPO法人ができたということでございます。それから後事業展開をしていったんですけど、何しろNPO片上まちづくりは資金力がないですから、すぐに資金が枯渇状況になりまして、先ほどお話しありましたように最終的にはお借り入れしなきゃならない状態になったということでございます。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 その資金が枯渇して、NPOが市へ返還せざるを得なくなった。その後、株式会社備前まちづくりへ転貸をすると、こういうふうにしてたんです。ですから、株式会社備前まちづくりはそのNPOの受け皿としてできたのかなあと正直思ってたんですが、そうでしたかね。

○橋本委員長 宇治橋証人。

○宇治橋証人 今、田原委員おっしゃられたように、私どもも半分はそういう気持ちで、というのはNPO法人片上まちづくりが10年契約でしたかね、

〔「はい」と田原委員発言する〕

という長きにわたる中で、どうも先行きが心細くなりました。その中で、市とのお約束を少しでも守るためにはということでいろいろ内部で協議した結果、株式会社備前まちづくりという会社が立ち上げることができそうなのということがわかりましたので、私どもNPOとしては市のほうへ早速相談して、こういったところへお貸ししてもいいだろうかというような交渉を何度となくさせていただきまして、最終的にそれに至ったかと思えます。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 その辺大事なことですけども、要するにNPOが立ち行きができなくなったので、株式会社のほうへお願いをすることになったと、こういうことなんですね。確認しとって。

○橋本委員長 宇治橋証人。

○宇治橋証人 そのとおりでございます。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 ところが、NPOと市の契約が平成20年3月31日なんですよ。ところが、備前まちづくりの設立が20年1月21日なんですよ。NPOがもう既に立ち行きできなくなることを想定してつくられたんじゃないかというふうにこれで読めるんですが。

○橋本委員長 宇治橋証人。

○宇治橋証人 株式会社のほうは、NPOが最終的に太刀打ちできなくなる1年前にできたかというお話だと思うんです。事実その前にできました。といいますのは、NPOの定款ではたしか商業ビルの誘致、キーテナント確保というようなことが強い、大きな命題だったと思いますので、今おっしゃられた株式会社備前まちづくりがしようとしてたようなことはその段階では入ってなかったかと思います。しかし、株式会社ができころにも非常に我々NPOとしても四苦八苦しておった時期なんです。ですから、何とかしなきゃならんということの並行業務の中で株式会社ができた。ただ、できたんですけど、その段階では今で言う全く業務をされてない会社だったと思います。それで、最終的に私どもが移管した後、後ほどお話しあるんじゃないかと思うんですけど、植物工場的な業務を視察されたということでございますね。

○橋本委員長 よろしいか。

○田原委員 はい。

○橋本委員長 ほかにないようでしたら次の質問に移りたいと思います。

よろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、引き続きまして株式会社備前まちづくりへの転貸借の契約後の鍵の管理について、知り得る範囲で御説明を願いたいと思います。

宇治橋証人。

○宇治橋証人 NPOも備前まちづくりへお貸しすることができて一時は経営的にも楽だったんですけど、ただ借りた最初の主体がNPOだったもので、私どもも鍵は一部、1つお預かりしておりました。これはメインの入り口はもちろんです、たしか裏口もお借りしておったかと思えます。ただ、これは長く続きませんでした。なぜかといいますと、株式会社のほうはその後植物工場ですか、あの業務をされ始めましたので、私どもがその鍵を持ってると、まあ怪しまれる、非常に万一のとき困るということでお返ししようというようなことございました。それが、誰がそちらへ全てをお渡しされたかはちょっと記憶にないんですが、私じゃないことは間違いないんで、代表理事である永井さんであるか、本郷さんであるかちょっと定かじゃございませんが、そういう早い段階にはお返ししたというふうに感じております。

○橋本委員長 確認です。証人に確認です。預かっておった鍵は全てを株式会社備前まちづくりのほうに貸し付けたということですか。それとも、市役所のほうに返却をしたということですか、一部を除いて。つまりNPO法人としてはもう転貸借をした後はもう鍵を全然持ってなかったというふうに認識しとったらよろしいんですか。

宇治橋証人。

○宇治橋証人 いや、当分の間お預かりしておりました。けど、一番のポイントはさっき申しましたように植物工場をする段階では私ども持つことは不都合ができて困るんで、返却しようということ……。

○橋本委員長 返却というのは、それは市にですか。返却。

○宇治橋証人 ですから、返却しようと、そこが私が行ったわけじゃないんで、定かじゃございませんが、その今申し上げた2人のうちいずれかだろうと思います。お返しされたというふうに聞いております。

○橋本委員長 本件に関しまして委員の関連質問等々があれば。

石原委員。

○石原委員 転貸借に関してですが、これも市の当局のほうからよろしいですよという許可をいただいて契約をされたとのことですが、実際にじゃあ転貸借をして鍵の先ほどあったお渡しをしたりというようなことについて、市当局はそれについてももう御自由にどうぞというような形、何かかわりはございましたでしょうか。

○橋本委員長 宇治橋証人。

○宇治橋証人 私の拙い記憶なんですけど、今の件は恐らく市から直接株式会社のほうへお渡しされたかと思います。私どものほうから全部一式をこうですというような形ではなかったというふうに僕は今記憶の中では思っております。よろしいでしょうか。市が、市が……。

〔「渡したと」と呼ぶ者あり〕

○橋本委員長 ほかに。

田原委員。

○田原委員 大体鍵のことはわかったんですが、実は22年9月25日、共聴アンテナが異常が発生しましたよね。それで、やっぱり日常生活に欠かせんもんでということで急遽修理をせんといかんということで、何か宇治橋さんが何か御尽力されたようにお聞きしとるんですが、そのときに永井さんと丹生さん、それからまちづくりの幡上さんが受信障害の原因を調査したんだということになってるんですが、そのときは現場へ入られましたか。いかがでしょう。

○橋本委員長 宇治橋証人。

○宇治橋証人 今おっしゃられた丹生さん、幡上さん、永井さんという方とその件については接触しておりません。私が共聴に関係しましたのは、後ほど私ども町内にハマザキという者がありますけれど、町内の役員なんですけど、その方が私のほうへ声をかけて共聴アンテナについて地域として非常に困ってるということで手助けを頼むということで一緒にその問題解決に当たりま

した。

〔「現場へは入ってないですね」と田原委員発言する〕

最終的に、小橋電気でしたか、にアンテナをいらしてもらったんですが、そのときは入りました。その一番最後の話ですね。取り付けするのに私はあそこの屋上の上まで上がれというから怖いのを上がらせていただいた記憶は定かにあります。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 それは外なんですね。建物内には入られたかどうかということをお聞きしてるんですが。

○橋本委員長 宇治橋証人。

○宇治橋証人 その段階で建物に入ったことはございません。

○橋本委員長 よろしいか。

○田原委員 はい、結構です。

○橋本委員長 なければ、次の質問に移りたいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次の質問に移ります。

NPO法人片上まちづくりが賃貸契約を解除後の申し入れ、これはちょっとどういう意味かよくわからんのですが、解除後の申し入れを株式会社備前まちづくりのほうにその通告をしたと思われるんですが、それらにつきましてその間の背景について御説明を願いたいと思います。

宇治橋証人。

○宇治橋証人 ちょっと定かではございませんけど、ちょうどこのころになったら片上まちづくりも解散、清算というような業務に追われておったころじゃないかと思うんですけど、どんな、いつに解散、いつ解散しましたかちょっと。

○橋本委員長 解散は平成23年3月29日というふうに書いておりますが、契約の解除。

〔「解散、NPO法人の解散」と宇治橋証人発言する〕

解散登記はちょっと……。

〔「3月22日」と呼ぶ者あり〕

3月22日に解散をしておるそうです。

〔「登記がちょっと」と呼ぶ者あり〕

解散登記。

○宇治橋証人 ですから、契約の解除はそれより前に、そのころにしたわけでしょうかね。それで、後解散になりまして、清算終了するまでにしばらく時間がかかったかと思います。そういうことで、その後特別にそのことについて動いたという記憶はないかと思います。

○橋本委員長 もうちょっとより詳しく質問いたします。

まず、片上まちづくりがもう解散をするから備前市との賃貸借契約を解除するよと。あなたの

株式会社備前まちづくりについては片上まちづくり、NPO法人を経由しての転貸借ですので、そこが解散をしてもう契約を解除したら備前まちづくりは直接備前市と契約するか、もしくはそれに伴って契約を解除するしかなくなります。そこら辺を先方の備前まちづくり、株式会社備前まちづくりに説明に上がったり、交渉をどなたがやられたのか、あるいはその交渉の経過、経緯についてはすんなりといったのかどうか、そこら辺についてお尋ねをします。

宇治橋証人。

○宇治橋証人 私は、そのことについては積極的にかかわった記憶がございません。なぜならといいますと、株式会社のほうの役員もNPOの役員も重なってる部分がございます。ということで、ツーカーといいましょうか、まあそういうことなんで、私どもがNPOとして動いたのではないと思います。ただ、備前まちづくり、株式会社のほうへ移行したいという気持ちは非常に強うございまして、そちらへ移行できるという市役所の御判断をいただいたので、ある意味ほっとしたというのが事実でございます。

○橋本委員長 再確認ですが、NPO法人が解散しても直接株式会社備前まちづくりが備前市と直接賃貸借契約が結べるというふうに担当者が言われたんですか。そういうふうに記憶されとんですか。

宇治橋証人。

○宇治橋証人 いや、今そこまで言われてもちょっと自分ではわかりません。

○橋本委員長 わかりました。

本件に関しての追加の質問、関連質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、次の質問に移りたいと思います。

続きまして、平成22年4月に当時アルファビゼンに、旧アルファビゼンに入居しておりましたじん肺患者同盟岡山連合会の事務所がございましたが、そこに対して退去の、もう出て行ってほしいんだという交渉をなされたというふうにお聞きしておりますが、これには証人は関係をしておられますか。

宇治橋証人。

○宇治橋証人 NPOがああビルをお借りするに当たりまして、じん肺患者同盟さんはそれより以前、ビルが営業されてるときから5階でしたか、6階でしたか、の一角をお借りして活動されておりました。私どもがそのときの段階では非常に意気込んでおりまして、ビルを1棟借りして次の方にお貸しする場合にはやはりじん肺同盟さんがいらっしゃると非常に困ると。又貸し、それこそ又貸しになるというような気持ちから出て行ってほしいという気持ちは非常にございまして、市のほうにも相談させていただいておりました。すぐ一朝一夕には実現いたしませんでしたが、最終的に同盟さんの居場所が今サイクリングセンターの一角をお借りしてやってらっしゃるようにそちらへ落ちつきましたので、移転はスムーズに進んだというふうに考えております。

○橋本委員長 本件につきまして委員の関連質問ございますか。

川崎副委員長。

○川崎副委員長 私もじん肺の事務所には何度かアルファにあるとき出入りさせていただきました。少しわかるかどうかわかりませんが、このじん肺の事務所の電気系統と下の植物関係、全く分離して独自にじん肺はあの100ボルトの弱電気いうんですか、引いてやってたんでしょうか。その辺は全然わかりませんか。

○橋本委員長 宇治橋証人。

○宇治橋証人 今、川崎委員のおっしゃるように、今になって思えばそれについてはじん肺さんがやられたことだと思います。同盟のほうが引き直されたんじゃないかなと思うんです。

〔「結構です」と川崎副委員長発言する〕

○橋本委員長 よろしいか。

○川崎副委員長 はい。

○橋本委員長 星野委員。

○星野委員 家賃収入は幾ら入ってきてたんでしょうか。

○橋本委員長 宇治橋証人。

○宇治橋証人 そのときの決算書を見ないとわかりませんが、二、三万円だったんじゃないかなというふうに感じております。

○橋本委員長 月額でですか。

○宇治橋証人 もうそんなに何十万円もございません。もう数万円だったかと思います、定かじゃございませんけど。確認また何でしたら決算書があれば見てください。

○橋本委員長 よろしいか、本件につきまして。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ちょっと長時間に及びましたので、トイレ休憩を挟めて5分間だけ休憩をいたします。

午前11時36分 休憩

午前11時42分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次の質問に移ってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次の質問でございます。

旧アルファビゼンの建物よりの撤去、つまり株式会社備前まちづくりあるいはNPO法人が完全にあの建物から撤去する際に鍵を恐らく返却をされたと思われませんが、その際にNPO法人側としてはどなたが返却に立ち会われましたでしょうか、お尋ねをいたします。

宇治橋証人。

○宇治橋証人 これも私はお持ちさせてもらっていないように思いますので、代表理事の方じゃないかなというふうには、推測ですけど、その程度でしかお答えできません。

○橋本委員長 建物の見分等、その市役所の担当者が来て見分等も含めて宇治橋証人は立ち会っ

ておらないということによろしいでしょうか。

宇治橋証人。

○宇治橋証人 市の方とはその段階で会った記憶はございません。

○橋本委員長 他の委員の皆さん、関連質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないということですから、ありませんね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次の質問に移りたいと思います。

盗難被害状況の見分への立ち会いと対応について、これらが旧アルファビゼンで電線が大量に盗難被害に遭っているということを市のほうが認識をして、当然NPO法人側に対しても実地の、現地について見分をしたいということで立ち会いを求められておろうかと思うんですが、その際にNPO法人の方はどなたが実地に立ち会われたか、そして宇治橋証人はそれに立ち会われたかどうかをお尋ねをいたします。

宇治橋証人。

○宇治橋証人 この被害があって発覚したのがいつかちょっと忘れちゃったけれど、ただ私もあの近辺を歩いてたときに警察の車が来て、十数人の警察官らしい方が動いていらっしやっただと。ほいで、そのとき近所の人に私も知らなかったんですが、何があったんですかというのと、こういうことがあったというのが初めて知らされたわけでございます。その13番にありますように、私が立ち会いに立ち会ったということは一切ございません。ただ、だからもしNPO関係で立ち会われているとすれば永井氏か本郷氏しかいないんじゃないかなと、立ち会われているとすれば。私のほうへは警察の方も一切お話しございませんでした。

○橋本委員長 本件に関しまして委員の皆さんの関連質問ございますか。

田原委員。

○田原委員 今、事件があったということを知らされて、警察がその付近を捜査というか、聞き取りをした、宇治橋さんにはなかったんだけど、警察が来てたという発言でしたが、その時期はいつごろでしょうか。

○橋本委員長 宇治橋証人。

○宇治橋証人 時期はちょっとよくわかりませんが、実はあの地域に浜之町という地域がございしますが、そちらの方が宇治橋さんこうこういうことがあったんよということで警察のほう指さして私のほうへ知らせてくれたんです。ですから、恐らく盗難があってから何日もたって市が通報したか、周辺のそういうお話を聞いてのことじゃないかなと。翌日じゃないと思います。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 警察のほうは10月4日に届け出をしてから初めて来たんだということだったんですけど、そんなことじゃないんですね、事件直後なんですね、警察がその辺のことを。

○橋本委員長 宇治橋証人。

○宇治橋証人 もうそのころ私どもの頭からはアルファビゼンがちょっと遠のいておりましたから時期は定かじゃございませんが、私も後ほど市役所のほうへこのことを知ってお邪魔したときに被害届はいうたら出しますとか、出してる途中ですとかというようなお話があったかと思いません。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 余り日がたっていないということぐらいは確認できますか。その事件が発覚してから余り何カ月もたってるということじゃない……。

○橋本委員長 宇治橋証人。

○宇治橋証人 濟いませぬ、これ事件はいつだったんですか。6月ですか。余りしかたっていないと思います。

○橋本委員長 残念ですが、証人は委員に質問はできないことになっておりますので、御了解ください。

〔「失礼しました」と宇治橋証人発言する〕

よろしいか。

○田原委員 はい、結構です。

○橋本委員長 それでは、次の質問に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、14番目でございます。

備前市から賃貸の契約条項の中で管理責任、第11条に管理責任というものがございます。また、第21条の第2項に損害賠償という条項もございます。そういったことを盾にNPO法人側、つまり事務局長をなさっておられた、もう既に解散はされておったんでしょうけれども、NPO片上まちづくりに対して備前市から賃貸人としての管理責任の追及があったかどうかという点についてお尋ねをいたします。

宇治橋証人。

○宇治橋証人 これは私どもNPOが解散する前からこのお話はるる聞いております。ただ、その解散する時点でも個人からですけど、借入金も数百万円あったし、そういったものが全て御破算になる状態でしたので、財産もないから幾ら言われても責任はとれないというように私どもでは市のほうへお話ししました。市のほうも、それ以上しつこく追及ということは私の頭の中にはございませぬでした。何回かこのやりとりはいたしました。

○橋本委員長 証人が少し勘違いをしておられるんですが、ここでの質問は旧アルファビゼンの電線を盗難の被害に遭っていることについてNPO法人として管理責任を追及されたようなことはございませぬかということでございます。

〔「わかりました。今の……」と宇治橋証人発言する〕

賃貸料の滞納についてはここでは問題にしておりませぬ。

○宇治橋証人 今のお話の件ではございませぬでした。

○橋本委員長 一切そういうことは、NPO法人のほうに管理責任を追及されたことはないということですね。

○宇治橋証人 私の知ってる限りではそうでございます。

○橋本委員長 本件に関しまして関連質問等々ございましたらお願いします。
田原委員。

○田原委員 事務局さんはそうかもしれません。連帯保証人がありますよね、連帯保証人。
〔「はいはいはい、はい」と宇治橋証人発言する〕

その連帯保証人についての請求もなかったんでしょうか。

○橋本委員長 宇治橋証人。

○宇治橋証人 私の事務局の立場ではそういったことは聞いておりません。

○橋本委員長 よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいようでしたら、次の質問に移りたいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、予定をしております質問では最後になりますが、盗難事件後、備前警察署からNPO法人に対して事情聴取があったかないか、あるいは宇治橋証人に対しても事情聴取等々があったか否かについてお尋ねをいたします。

宇治橋証人。

○宇治橋証人 これは盗難事件後というのは先ほどお話しありました6月の事件の後ということでございますか。それは先ほど申し上げましたように、私どもへは何らないです。それで、事務所の女子職員もそのことについてこういうお話があったということも聞いておりません。ただ、この百条委員会するに当たって半年ほど前ですか、備前署のほうから事情聴取は受けたことはございますが、その程度でございます。

○橋本委員長 もう一度確認をいたします。今から半年前に事情聴取を受けたが、これが発覚した段階でそのような事情聴取等々は少なくともNPO法人片上まちづくりの関係者はなかったということよろしいんでしょうか。

宇治橋証人。

○宇治橋証人 おっしゃるとおりです。

○橋本委員長 本件につきまして関連質問あるいは追加の質問ございますか。
よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないということでございますので、本日予定をしておりました質問の項目は以上でございます。ありがとうございました。

それでは、以上で宇治橋秀一証人に対する尋問は全て終了いたしました。

なお、今後の調査によっては再度証人等として出席要請をさせていただく場合もありますので、その際には御協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

本日は、長時間ありがとうございました。

退室していただいて結構です。

この際、暫時休憩をいたします。

午前 11時53分 休憩

午後 1時03分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

***** 証人尋問（吉村武司氏） *****

次に、吉村武司証人に入室をしていただきますが、本日証人として出頭を求めています吉村武司氏から補佐人の許可申請書の提出がありました。

お諮りをいたします。

吉村武司氏から申し出のとおり、補佐人の同伴を許可してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、吉村武司氏から申し出のとおり、補佐人の同伴を許可することといたします。

なお、補佐人の席は証人席の後方といたします。

それでは、暫時休憩します。

午後 1時04分 休憩

午後 1時04分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

本日は、お忙しい中にもかかわらず本特別委員会の出頭請求にお応えをいただき、まことにありがとうございます。本特別委員会の調査に御協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

なお、委員会の決定により補佐人の同伴を認めますが、証人並びに補佐人に申し上げます。

補佐人が助言できるのは、証人から助言を求めたときに限り、その範囲は宣誓拒絶及び証言拒絶の場合に限ること、証人への助言は口頭によること、また証人が補佐人に助言を求めるときは必ず委員長の許可を得ることとします。

これより証人尋問を行いますが、証言を求める前に証人に申し上げます。

証人尋問については地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。証人の権利及び罰則の適用の可能性についてはあらかじめ文書でお渡しをしたとおりであり、また同様の文書を資料1としてお席に用意してありますが、その内容は御承知いただけましたでしょうか。御承知……。

〔「言うんですか」と吉村証人発言する〕

はい。

〔「読んできております」と吉村証人発言する〕

ありがとうございます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。
傍聴者の皆様、報道関係者の方々も含めまして、全員御起立願います。
どうぞ。

〔「言うんですか」と吉村証人発言する〕

はい。

○吉村証人 宣誓書。私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成28年11月14日、吉村武司。

○橋本委員長 済いません、それに署名、押印を願います。

〔「今、座って」と吉村証人発言する〕

はい。

〔「はい、どうぞ」と吉村証人発言する〕

確かに。

皆さん、御着席願います。

それでは、尋問の進め方ですが、資料4の証言を求める事項について尋問をさせていただきます。

尋問は、1件ずつ委員会を代表して委員長から行うこととします。

なお、関連質問を希望する委員は委員長の許可を得てから行っていただくようお願いをいたします。

それでは初めに、人定尋問を行います。

あなたは吉村武司さんですか。

○吉村証人 そうであります。

○橋本委員長 ありがとうございます。

続きまして、住所、生年月日、職業については事前に記入していただきました確認事項記入票のとおりで間違いございませんか。

○吉村証人 間違いありません。

○橋本委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、この後の尋問につきましては委員会を代表しまして委員長から行います。

まず、資料4の1点目、まずはウエストジャパン興業株式会社の元代表取締役吉村武司さんとしていろいろとお尋ねをいたします。

①の旧アルファビゼンの建物の賃貸借契約書の連帯保証人になられた経緯についてお尋ねをいたします。

どうぞ。挙手を、挙手をして。

吉村証人。

〔「座ってよろしいですか、立って……」と吉村証人発言する〕

ごめんなさい、立って証言をお願いします。

○吉村証人 この経緯でありますけども、古いことですから定かではありませんけども、ある日突然市役所だったと思うんですが、すぐに来てくれというお話がありまして、何やらかと思うて行きましたら、市役所の幹部の人と片上まちづくりの幹部の人がおられて、俗に言う建物の賃貸借契約書を一行一行打ち合わせをしてる最中でした。そのときに着いたわけでありまして、市のほうから今契約書の一行一行を打ち合わせしておるけども、実は連帯保証人がおらないとこの契約書は実は成立しないんじゃないかと。で、吉村さん申しわけないけども、連帯保証人になってはくれませんかということをお願いされた記憶があります。引き続き、そこで同席をして、横で一字一句市役所と片上まちづくりの方が事前につくっておられたんでしょう、契約書について意見を交わしておられるのを横で聞いておりました。そういう経過であります。

手短に申し上げましたけども、以上であります。

○橋本委員長 ただいまの証言につきまして、委員の皆さんから関連質問等がございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら次の案件に移りたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、引き続き2点目の旧アルファビゼンの共聴テレビアンテナの維持管理の覚書に同じくウエストジャパン興業さんが連帯保証人になっておられますが、この間のいきさつについて御証言を願えたらと思います。

吉村証人。

○吉村証人 これも古い話なんで、私の記憶違いがあるかも知れませんが、それから半年ぐらいたったんでしょうか。実は、共聴TVアンテナについて覚書を交わしたいんだと。吉村さん、あの建物の賃貸借契約の連帯保証人になってるんで、引き続きこちらのほうもぜひとも連帯保証人になってもらわないと困るんだというお話を市から聞いた記憶がございます。

以上であります。

○橋本委員長 ただいま共聴テレビアンテナの覚書の連帯保証人になった経過の説明がございましたが、本件に関しまして委員の皆さんから関連質問ございますか。

田原委員。

○田原委員 1と2に共通なんですけども、市の幹部からの要請があったということなんですけども、市の幹部はどなたでしょうか。

○橋本委員長 吉村証人。

○吉村証人 私の記憶が間違いなければ最初は大きな会議室に三好さんという方が一番上の席におられたような記憶があります。2番目の共聴アンテナの連帯保証についてはもう大分前のことなんで、どなたがどうか、今は少し市長として市の職員知っておりますが、当時は市の人がどう

いう人でどういう顔かということがわかってなくて、多分この片上まちづくりと契約をされた市の方が私に申しわけなさそうにこれもお願いをしたいというふうに言うてこられました、人物はもう定かではありません。

以上であります。

○橋本委員長 よろしいか。

○田原委員 はい。

○橋本委員長 よろしいか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、次の質問に移りたいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは3点目、③のウエストジャパン興業株式会社の平成22年1月25日から平成23年6月ぐらいの役員についてお尋ねをしたいと思いますが、当時の役員名簿等は提出はしていただけますでしょうか。これにつきましてはいかがでしょう。

吉村証人。

○吉村証人 以前でも議会で申しましたが、今私は市長になりまして役員を外れておりますが、この当時の役員は私今ここで名前を言うことができますので、もしそれでよろしければ名前を言わせていただきます。

○橋本委員長 それで、はいじゃあお願いをいたします。

吉村証人。

○吉村証人 私吉村武司、吉村充司、吉村忠道、吉村崇、以上4名が役員という記憶でございます。

○橋本委員長 証人にお尋ねをします。

最初に言われた吉村武司氏が代表取締役で、あとの方は取締役あるいは監査役という認識でよろしいでしょうか。

吉村証人。

○吉村証人 取締役でございます。

○橋本委員長 ですから、代表権を持った取締役は吉村武司氏ということで。

吉村証人。

○吉村証人 吉村武司が代表取締役であります。

○橋本委員長 本件につきまして関連の質問がございましたらお願いをいたします。

田原委員。

○田原委員 証人にお尋ねします。

吉村さんはNPOの連帯保証人であり、後に出てくる株式会社備前まちづくりの代表取締役ま

りでもあり、また現在市長でもおありですが、まずウエストジャパン興業の当時のことについてお尋ねいたしますので、間違いのないようにお答えをお願いしたいと思います。

まず、ウエストジャパン興業のグループ傘下に備前自動車教習所があったと思うんですが、いかがでしょうか。

○橋本委員長 吉村証人。

○吉村証人 今、田原委員からの言われた備前自動車教習所というのは、実は我々グループ全体のウエストジャパンの教習所、事業名を指しておられるんじゃないかと思いますが、備前自動車教習所という会社はありません。備前自動車備前教習所というのが事業所名であります。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 そうような、名前が違っておれば結構ですが、そういうことがあったということ。その人事権は当然社長さんですからおありですね。

○橋本委員長 吉村証人。

○吉村証人 委員の言われるその人事権というのがどこまでのことを指すかわかりませんが、私どもの事業は少し一般の会社と違って特殊な組織をしております。それは、俗に言う会社の代表取締役と会社を代表する設置者と教習所を代表する管理者とそれぞれ権能が分かれておりますので、田原委員が言われる人事権を全て私が持つておるということは、法律上そのようなことができないと私は解釈をこの業界ではしておるところであります。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 それでは、備前自動車学校備前教習所ですか、その今おっしゃられた管理者に木村という方がいらっしゃいましたのでしょうか。いらっしゃる。

○橋本委員長 吉村証人。

○吉村証人 先ほども言いましたが、備前自動車学校という事業体はありません。それから、備前自動車教習所という事業体もありません。今言いましたように、我々が持つておる事業体は備前自動車備前教習所で、名称は学校でもありませんし、備前自動車、備前の備前を省略をしておれば少し話がややこしくなりますので、その中で申し上げますが、木村という管理者はおりました。おります。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 現在おられるということですよ。それじゃあ、先ほど実はNPOの当時事務局をされてた方への尋問もあったんですが、その中でこの契約書の中で施設内の物品の処理についてお尋ねしたんです。そうすると、いろいろなものを運び出しましたという話がありました。そういう中で、契約書にどこに明示されとんのかということを行いましたけど、こんな細かいことは当時一番もう組織のトップだった吉村証人は御存じないかもしれませんけども、その今備前何言うたかな。

○橋本委員長 備前自動車備前教習所。

○田原委員 もう備前教習所ということで言わせてください。その方が平成20年4月から7

月ぐらいの間に建物内の不要な棚、机、椅子、ハンガーラック等を外へ搬出したと、こういうような証言があるんです。それで、1階の中心に2階の一部のテナントスペースの壁も壊したりしたんだと。で、机のアルミや家庭用の電線なんかを集める作業をしましたと。それは、今備前自動車教習所の仕事が忙しくない時期に教習所の管理者、すなわち先ほどおっしゃられた木村さんの指示で毎日朝から晩まで働きましたという証言があるんです。もちろん御存じないですよ。

○橋本委員長 それは聞いてみますか。

○田原委員 はい。

○橋本委員長 お聞きしますか。

○田原委員 それ聞いてるんです。

○橋本委員長 吉村証人。

○吉村証人 今、田原さんのお話はちょっと私が理解しとるのはいろんなところへ飛んでおると思うんですね。まず、私が理解しておりますところを言いますと、旧アルファビゼンに退店したお店の什器備品があったと。それをどのような形で皆さん持ち出してきれいに後使えるようにやられるというのが20年の4月から7月ということでお答えをすればいいということで申し上げますが、当時片上の人も私も従業員も片上に限らず備前に住んでおる人もたくさんおりましたんで、問題は中がたしか天満屋さんは割ときれいに退店するときに不必要な什器備品を持って出たおられたと記憶をしておりますが、ほとんどの方がいわゆる什器備品を置いたままだったのを、そこをみんなで一つやろうということで地元の片上の人等と御一緒に私どもの職員もボランティアで応援をしたという記憶がございます。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 ボランティアでお手伝いをさせたと。いわゆるそのときには自動車学校の車で搬入口から出入りし、持ち出したというようなことをおっしゃられてます、従業員の方がね。それで、そのシャッターのあけ閉めは教習所管理者の木村さんの息子さんが行ったそうです。御存じでしょうか。

○橋本委員長 吉村証人。

○吉村証人 突然そのシャッターへ飛んでいくんで、私もなぜシャッターに飛んでいくんかわかりませんが、あそこは表玄関が割と広うございまして、それから商店街の左側にいわゆる小さな入り口がありました。今もそうであります、裏側には当時荷受けをするトラックが出入りするところもありました。よって、いわゆる什器備品で要らないもの、そのまま置いておるものを皆さんで協力して表玄関から出したんか、横から出したんか、裏側のシャッターから出したんか、実は私直接残念ながら力持ちでないもんですから、それは実際に本当に申しわけないんじゃないけども、出しておらないんで、皆さん地元の人や云々が処分できるもの、できないもの、あるいは地元の大変お世話になっておるそういう専門会社の方も大きなどういいうんですか、こう廃物を入れて、それをトラックで移動していただける、そういうがらくたや云々はそこへ皆置いていっておるのを一、二回皆さん御苦労さんですいうて言うたときにあります。

私どもの自動車教習所のそういうようなトラックというんですか何いうんですか、そういうものではないに、皆さんで地元の片上の方でそういう会社も協力をしていただいたし、うちのもんも、ひょっとしたらそういうトラックを使うたかもわかりませんが、そういうようなことで後ろのシャッターから全部出しておるとは私は、玄関口に大きな廃材を入れるようなものが見かけて大変ありがたいなあと思うてそこの社長さんにお会いしたときにお礼を言うた記憶がありますので、全てがそのシャッターのあるところから私どもの自動車教習所の車で全部出したとはちょっと想定しかねます。

以上であります。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 私ばかり言うて済みません。今件については直接今回の盗難事件とは関係がありませんけれども、どうやらないようです。ところが、証人がかなり詳しいことまでよく御存じだなということで正直感心しております。ただ、まだNPO、要するにまだ今はウエストジャパンとして連帯保証人であったかもしれませんが、吉村証人の傘下の職員が、いわゆる備前自動車教習所の従業員が業務として、業務命令として木村教官、教習所の木村管理者の指示により従業員が片づけに出入りしていた。また、その鍵も既にその当時から渡っていたということが明らかなことだと思うんです。委員長、その辺の確認をぜひお願いしておきたいんですが。

○橋本委員長 答弁できますか。

吉村証人。

○吉村証人 今、私は1と2と3を聞かれてるつもりで、私の記憶間違いなければそのような内容のことをほかのこの質問の要旨に出てくるときにお答えしたほうが。1、2、3までのことと後であることとここで言うよりも整理が皆さん方できるんじゃないだろうかと思っておりますので、そういうことでぜひお願いします。

○橋本委員長 暫時休憩をいたします。

午後1時30分 休憩

午後1時32分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

吉村証人に続いてお尋ねをいたします。

④と⑤はほぼ同じようなことなんで、あわせてお尋ねをいたします。

これは勝英自動車勝英教習所というのが正式な名称でしょうか。先ほど、備前自動車備前教習所というのが正式名称だと言われたんですが。

吉村証人。

○吉村証人 私どもは、この会社の事業所名は勝英自動車学校と呼んでおりますので教習所と学校の違いは申し上げませんが、公になってる会社名でお答え、応答があったほうがいいような気がします。

○橋本委員長 それは失礼をいたしました。それでは、改めてお尋ねをいたします。

④と⑤をあわせまして勝英自動車学校及び備前自動車備前教習所から株式会社備前まちづくりが本件、旧アルファビゼンの建物を活用してその中で事業をやられたそのことについて、吉村証人もしくは吉村証人の配下の方が指示をして従業員をそちらに差し向けたことはあるのかないのか。あればどういった方を差し向けたのか、記憶にございますでしょうか。

吉村証人。

○吉村証人 実は、これは以前にこちらの委員会から提出をしてくださいという書類を提出しております。その中に書いてありますが、いわゆる株式会社備前まちづくりへ出向した従業員はおりません。

○橋本委員長 ただいまそのような証言内容ですが、本件に関しまして関連質問あるいは追加の質問がございましたらお願いしたいと思います。

田原委員。

○田原委員 NPO法人片上まちづくりの理事であり、株式会社備前まちづくりの役員の本郷治雄さんという方がおられるようですが、同社の関係者でしたよね。いかがでしょうか。

○橋本委員長 吉村証人。

○吉村証人 委員の今質問は、株式会社備前まちづくりの本郷さんが関係者と言われておるんですか。

〔「反問権」と田原委員発言する〕

○橋本委員長 詳しくはいじゃあ質問をしてください。

田原委員。

○田原委員 先ほど来のNPO法人の事務局さんによれば、本郷さんという方が事務局の補佐でおられたんだということでありました。その方は、株式会社まちづくりの役員でもいらっしゃいました。その方は、ウエストジャパン興業グループ企業の関係者だったはずですが、いかがでしょうかというお尋ねです。

○橋本委員長 吉村証人。

○吉村証人 本郷さんは、私どもが片上まちづくりをしてるころから大変熱心な地元の地域活性化の市民だと思ってお付き合いしておりました。私がたしか平成20年に永井正人さんと、そして私が代表取締役、2人代表取締役で、3人で会社をつくったときの取締役にもなっていたいております。私の記憶が間違いなければ本郷さんは宇野バスに長く勤めておられまして、退職をされた後数年でしたかね、私どものスクールバスの契約社員として数年御協力をいただいた記憶がありますが、それはあくまでも御本人の申し出で、今家におるんで、少し元気で働きたいんで、使うてくれんかということで、スクールバスのせいじゃあということで紹介をして働いておりました。それと、田原委員の備前まちづくりの取締役あるいは大変熱心な片上まちづくりのチャーターメンバーというんですか、それとは余り関係ないと思っております。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 増田敏夫さんはいかがでしょう。

○橋本委員長 吉村証人。

○吉村証人 これは私どもの会社の社員であります。会社というのは、備前まちづくりではなしにウエストジャパン興業株式会社の社員でございます。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 今も下津井ホテルの支配人さんですか。

○橋本委員長 吉村証人。

○吉村証人 支配人という肩書で彼は仕事をしておりません。

○橋本委員長 してないということですね。

田原委員。

○田原委員 ごめんなさい。内部のことでそこまで、役職まで今わかりませんが、下津井ホテルにいらっしゃる、勤務されてるんでしょうか。配属されているんでしょうか。

○橋本委員長 吉村証人。

○吉村証人 彼は、技能指導員という資格を持っておりまして、自動車教習所で勤務しておりますが、残念ながら自動車教習所は一年中忙しいということはないわけでありまして。よって、私どもの職員は忙しいときはそれぞれの部署で一生懸命仕事をしてくれますが、暇なときはいろんな部署で私どもの関連するところの施設を管理したり、あるいは運営したりいろいろするわけでありまして。今の名前出ました増田君は、そういう意味において閑散期の暇なときに教習生がいないわけでございますので、じっと自動車教習所で座っておるのもあれでございますので、勤務時間内いろんな応援をいろんな職員にしてもらって、少しでも少人数で経費の節約を図っておるという中では、増田君は私どもが持つておる一つの施設を担当しておることは間違いございません。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 技能職員ということですが、電気関係にかなりお詳しい方だとお聞きしてるんですが、間違いございませんか。

○橋本委員長 吉村証人。

○吉村証人 私は、彼がそんなに電気に物すごく詳しいとは思っておりません。普通の、私よりは少し若い子ですからデジタルにはたけておるんでしょうけども、それを職業とするような経験を彼はしておったとは思いません。

○橋本委員長 よろしいか。

○田原委員 終わります。

○橋本委員長 証人に再確認をいたします。④と⑤で勝英自動車学校及び備前自動車備前教習所の従業員の中で正式に株式会社備前まちづくりへ出向させた者はないということの答弁でしたが、正式な出向ではなくって、例えば何日間かあそこを例えば備前まちづくりが撤収をされる際にいろんなものをこう搬出しなければなりません。そういったときにお手伝いというんですかね、人手が足りなくなるんで、お手伝いに行ってこいというようなことを指示されたことございませんか。

吉村証人。

○吉村証人 これはもう議会のほうに要請された文書を出しておりますので、そのところに備前まちづくりへ出向しておる従業員はおりませんというふうに申し述べておるはずであります。

○橋本委員長 ですが、正式に出向という形をとらなくっても、例えば1日か2日というような単位で人手が要るからちょっと搬出を手伝いに行ってこいというような指示もなかった。全て株式会社備前まちづくりのほうがどこかの業者等を頼んでいろんな什器備品を搬出をされておられるんですが、そういったことを処理されたというふうに認識しておればよろしいのでしょうか。

吉村証人。

○吉村証人 1日、2日であろうとも、もし異動があればちゃんとした異動書を出さなきゃならないわけで、原則的にもう議会に出しておられますから見ていただいたらいいと思うんですが、備前まちづくりは平成20年に私が伊部に伊部まちづくりという会社を伊部地区の方とその前後につくっておりますことにあわせてこれからいわゆる片上、伊部だけじゃなしに私もある程度の年にとって、そして父が生まれ、私も育ったところありますから、そういう意味でこれから何かお手伝いすることを永井さんと本郷さんと御相談を申し上げてつくった会社ですが、先ほど言いましたようにこちらのほうに書類を渡しておりますけども、事業として動いたことはないんです。よって、動こうと思うとったやさきに備前市のほうから突然出ていってくれと言われて、わかりましたというて私が、すぐに出ていけというて備前市から言われたわけですから、私が1人で運び出すわけにいきませんので、ボランティアでおい、備前市がすぐに出ていけいうんじゃから、まあ一つここはもう歯を食いしばって一つ出ていこうじゃないかというて出ていったんが、これが平成23年だったと思うんですね。よって、今質問のある備前まちづくりとしての事業形態から従業員を管理責任を持っておるというところは、会社を20年につくったけども、24年に永井さんが亡くなってもう解散をいたしました。こちらの議会に書類を出してるとおり事業形態としては事実上何もなかったわけであります。

以上であります。

○橋本委員長 他の委員の皆さんよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次の質問に移ってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次の質問に移ります。

これも極めて関連性が強いんでありますが、⑥、⑦、⑧の旧アルファビゼンの受電契約に関してでございますが、平成20年4月1日に高压受電変更契約を結んでおられます。あわせて平成22年、これはもう2年後でございますが、22年2月25日に高压受電の廃止契約書を中国電力と契約、廃止をしております。その後で平成22年3月9日に低压の受電を新規に契約をなさっておりますが、これらの経過、経緯について御存じであれば御説明を願いたいと思います。

吉村証人。

○吉村証人 6番目のこの高圧受電変更契約書ときょう呼ばれましたウエストジャパンの会社との関連は、この文書を見てびっくりしたんです。私の理解をしておったのは、備前市が片上まちづくりに賃貸借契約しましたね。私は、備前まちづくりの役員でも何でもないんです。多分、言葉で言うところの協力をしようという関係でありました。その後、片上まちづくりが賃貸契約をするためにNPO法人にしたんだということは市のほうから聞きました。その関係で備前市と片上まちづくりがこの時期に契約を交わしておるんだらうと推測はしますが、その当時の私はいわゆる地元が少しでもよくなればと思うて物心両面の応援をしておっただけでありまして、この6番目の契約の内容はもう正直申して全くわかりません。

○橋本委員長 次の……。

○吉村証人 それから、7番目の高圧電圧の廃止契約というのは多分この時間的経過をしますと中国電力と片上まちづくりが交わした契約であろうと、こう思いますので、私は内容についてはよくわかりません。ただ、私は22年にお借りをして、そして1階で十分私は地元の方、お年寄りやお子さんに活性化の一端として活用してもらうには高圧受電というような大変全体を電気でコントロールするようなものは要らないと。もう1階で普通の家庭用の配電盤で十分いけると、こう思うて、私は使いませんからというて通常の家家庭用のどういうんですか、中国電力にお願いしてビルの外側にですね、メーターが見れるのをつけてもらって、それを基本的に1階でお年寄りやお子さんやいろんな、これで十分間に合うだけの電気が例えばLEDが普及し始めましたんで、そんなに多くの電気を使わない、またそう使うても1階だけでありますからということでお返しをしたわけでありまして、そこを一つ御理解をいただかないとその内容、内容が私が全部6、7が知っておるというわけではございません。

以上であります。

○橋本委員長 わかりました。ありがとうございます。

ただいま⑥、⑦、⑧に関連して証言がございましたが、委員の皆さんからは何もございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、次の質問に移りたいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大きな項目の2点目、元株式会社備前まちづくりの代表取締役としていろんな質問にお答えをいただけたらと思います。

株式会社備前まちづくりの定款及び役員名簿ということなんですが、役員でお名前の上げられる方を列挙していただけたらと思います。

吉村証人。

○吉村証人 これも文書にて議会のほうにお送りをしております。閉鎖謄本を見ていただいたらわかると思いますが、代表取締役は永井正人さんと私吉村武司、役員は本郷治雄さん、以上3名

が役員で、定款についてはコピーをこちらに送っていただいておりますので、通常の定款であります。これをよく御吟味していただきたいと思います。

○橋本委員長 はい、ありがとうございます。

本件に関しましては委員から関連質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありましたら、次の質問に移ります。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして2点目、株式会社備前まちづくりの従業員名簿並びに出勤簿及び賃金台帳等々はもう既に提出をしていただいとんでしょうか。その点についてお尋ねをいたします。

吉村証人。

○吉村証人 これにつきましても文書で議会というんですか、委員会へ出しておりますが、先ほども申しましたように従業員を雇用して事業を開始する前に備前市からすぐ出ていってくれというようなことでございましたんで、従業員もおりませんし、それから出勤簿も当然ありませんし、賃金も払っておりますので、これらは文書で御報告したとおりであります。

○橋本委員長 はい、ありがとうございます。

本件に関しまして委員の皆さんからの質問ございますか。

田原委員。

○田原委員 私たち当時委員してまして、野菜工場をされてましたんで、その現場見学させていただきました。そこで、野菜の水耕栽培ですかね、そういうことをやとられました。そのときに幡上さんが工場長という名称だったかどうかわかりませんが、責任者としていろいろ説明いただいたんですが、その方の給料等はどちらから出されてたんでしょうか。先ほど従業員なしということだったんですけども、どこに所属されてその仕事をされてたのでしょうか、お尋ねします。

○橋本委員長 吉村証人。

○吉村証人 幡上さんは皆さんも御存じのように備前市のたしか産業部長さんが最後だったんではないだろうかと思いますが、その後シルバー人材センターに行かれたと記憶をしておりますが、これが間違いないと思いますが、御本人のお話ではシルバー人材センターのいわゆる常勤のいわゆる一番上の方だったんですけども、市のほうから1人減らしたいというお話がたしか1年後ぐらいにあって、若い人を切るわけにいかないので、私やめようと思うと。ただ、まだ年が60でやめてもう61でありますからまだまだ元気なんで、吉村さん何かお役に立つんだったら使ってくれないかということで、それじゃあウエストジャパン興業全般のことについて幡上さん協力してくださいということでいわゆる契約社員として彼を採用して、いろんところで頑張ってもらったことがあります。

その幡上さんが今言われたように多分委員の言われてるんはちょっと調べますと23年4月1

1日なんですね。委員の皆さん方が私どものビゼンアルファの1階にそのときの様子を見に行きたいということで、ちょっとこう調べますと1日、2日間違うてるかわかりませんが、その日なんですね。これが重要なんですね。皆さん方は私どもがビゼンアルファの1階でいろんな準備をして、備前市の建物を転貸借してるんだからどういうことをしてるのか、ほんまは個人的に見に来てくれたらいいんですけども、何か委員会で行くんだということで私は同席はしませんでしたけども、来られたということを聞いております。そのときに、多分幡上さんは市の職員も私が同席していないからわかりませんが、市の幹部の皆さん方も委員と一緒に23年の4月に見に来ておられるので、自分が説明すれば一番わかりやすいかなあということで説明員を買って出たんじゃないだろうかと推測をいたします。

○橋本委員長 よろしいか。

田原委員。

○田原委員 それはいいんです。要するに、幡上さんが説明していただきました、役職はわかりませんが。ただ、その雇用関係は備前まちづくりはまだ営業してない。給料も払えるような営業活動もしてない。だから、この方は今証人からの話ではシルバー人材センターから派遣社員として、契約社員というたか、派遣社員……。

○橋本委員長 田原委員、ちょっといいですか。説明が長くされましたが、要はウエストジャパン興業の契約社員として採用してたということです、端的に言えば。

〔「その確認だけです」と田原委員発言する〕

それでよろしいか。

○田原委員 はい。

○橋本委員長 この件につきましては、ほかの委員の質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますので、次の質問に移ります。

続きまして、旧アルファビゼンの建物をNPO法人片上まちづくりから株式会社備前まちづくりが転貸借を、転貸を受けることになりました。その間の背景について御存じであることをお話ししたいと思います。

吉村証人。

○吉村証人 これも古い話ですから正確さはちょっとわかりませんが、私の知ってることを申し上げますと、実はその前に備前市が公募でこのアルファを買いませんか、あるいは使いませんかというようなお話があったと思うんですね。私が理解しておるのは、その中で残念ながら成約まで至らなかった。そして、片上まちづくりがそれでは我々に貸してくださいと。ところが、私が当時NPOあるいは法人格でないところとは備前市は貸せられないんだという話で、片上まちづくりは急遽法人格をつかったというふうに認識しておりますけども、それが借りた後、いろんなところにいわゆるここを片上の活性化の中心センターとして借りてくれるところがあればということで片上まちづくりの方があちらこちらにいろんな声をかけたんですが、多分最終的には話が

まとまらなかった。それをまあ私がそれじゃあ永井さん一緒につくっておる備前まちづくりでお借りしたら一番もう安心できるんでしょうというお話をさせていただいて、そして市にもお話をしに行ったような記憶はあるんですが、定かではありません。

それで、じゃあ私が借ります。よう市のほうに言うといってくださいよというてこの建物転貸借契約書を備前まちづくりと片上NPOが結んで事業をできる限り早く、片上の町の皆さん方に町の活性化と思うんですが、残念ながら当時市はあなた方は転貸借なんで、水道を引くわけにはいきませんということで、水道管が大きなんが入ってるんですが、1階だけですから1階のトイレとちょっとした掃除に要るだけで、普通の家庭用の水道の引き込みを何か手数料を何万円か払うてお願いしたけども、一向に上水道を引いてくれませんでした。で、私は、お金まで払うて何で市が了解してる備前まちづくりが水道管を小さな普通のやつ入れたら何で引いてくれんのかと想着、言葉が悪いですが、腹が立ちました。でも、引かんいうんですから私は当時の方が大変苦労されて、水がないわけですから隣のお好み焼き屋になるべく昼飯食べにいつて、お好みを。そこでトイレを使いなさい。バケツ1杯の水はちょっとそこのおばちゃんに、今もお好み焼き屋やっておられます。おばちゃんにバケツ1杯借りて、もうしょうがない、水がないんですから。そんなことで、要するに応援に行つてやれというものが本当に悲しい目をしながら暇なときに自動車学校におつても仕事はないわけですから、ちょっとでもきれいにしようというて言うておりました。

そのようなことがあつて、そして残念ながら私が聞きますと5月の中ごろ、23年、突然市に呼ばれて片上まちづくりが清算したからすぐ出ていけと。ええいうてびっくりいたしました。よう聞きますと、前の年の22年の9月の終わりのころにはもうやつていけませんと、片上まちづくりが清算に入りますというて清算に入られたそうです。そして、びっくりしたことは後でわかつたんですが、3月終わりに解散登記をしておられると。そして、もう出ていきますと。建物の契約はもう早く返しますと。私は、それを知りませんでした。よつて、皆さん方がその後の4月の11日にもうぼつぼつ完成するじゃろう、おいどうなつているか見に行こうというて市の幹部を連れてきたときには、まさか片上まちづくりがそのような状況で市と話をして、私に5月でしたか、すぐ出ていけと。私が一番備前まちづくりの永井さんとの、代表取締役の中で一番今も解せないのは、なぜ前の年の9月なり、3月なり、誰が委員が行政視察あるのにその1カ月後にすぐ出ていつてくれというて、清算をしてるのは前の月の3月なんですよ。そのようなことで私は不必要なポケットマネーをたくさん使いました。でも、市があんたにはおる権利がないんじやと、早く出ていつてくれというて今も間違いはないと思うんですが、市長室の隣の楕円形の部屋だったと記憶するんですけども、けんもほろろに言われて、そして皆さんもうこう言われた以上はもう早く一つ出そうじゃないかというて出して、私は市長になつてこういうような委員会が開かれて議員の皆さん方にもぜひこの時間的経過、皆さん方が4月11日に行政視察してもうじきオープンするであろうというその前の3月には備前市に正式に撤退しますというお話をしたり、そしてその前の……。

○橋本委員長 ちょっと証人に申し上げます。

〔「どうぞ、はい」と田原委員発言する〕

簡潔明瞭にお答えをいただけたらありがたいんですが、時間の制約もございますし。今、我々が尋ねておるのは旧アルファビゼンを片上まちづくりから備前まちづくりが転貸借を受けるに至った経緯についてお尋ねをしまして、その出ていけという言われたときの経過もこれには関連するんですけども、今の証言内容でよくわかりました。最後のほうは共同代表であった永井さんと吉村武司さんの間はもう完全に情報の交換がなされんようになってしまったということに理解してよろしいでしょうか。

吉村証人。

○吉村証人 情報の交換は、私は別になかったと思いません。お会いをしたら御挨拶をしますし、永井さんも時々進行ぐあいを見に来たというような報告を聞いたことがあります。ですから、もう没交渉というようなことが当時からあったとは思っておりません。

○橋本委員長 ただいまのような証言内容でございますが、本件に関しまして委員の皆さんの関連質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、委員長のほうからちょっとお尋ねをいたします。

今、証言で情報交換がなかったとは思わないという答弁でございましたが、最も重要なNPO法人片上まちづくりがもう清算をして、あるいは市との賃貸借契約を繰り上げてもう解消するというような大事な事項を株式会社備前まちづくりの共同代表である吉村証人に一言も相談がなかったというのは我々から、一般人から見るとそのお二人のコミュニケーションはほとんどなかったのかなというふうに捉えられるんですが、いかがでしょうか。

吉村証人。

○吉村証人 皆さん方も4月11日に来られてるんですよ。皆さん方は、多分市からいろんな状況を委員会なり議会で、あるいは個別に聞いておられるんですよ。私は、永井さんとは永井さんが亡くなるまでいろんなところでその後もお会いする機がありました。それは、要するに彼が私の記憶は顔をのぞかせて順調にいつてるかどうか見に来てますよというようなことの報告も聞いたことがありますので、永井さんが大事なことを今になってみたらなぜ報告してくれなかったんか、市役所に呼ばれてすぐ出ていけと言われたときにたしか永井さんもおられたような記憶があります。ずっと下を向いておられました。ああこれはここに至って永井さんは下を向いておられたのかなあとと思いますが、多分永井さんの気持ちとしたら自分たちはこれで撤退するけども、備前まちづくりがちゃんと賃料も払うてるんじやから、その後片上まちづくりにかわって備前まちづくりが引き続き市から契約の変更でやってくれることを彼は考えておったんじゃないだろうかと私はいいように解釈をしております。

○橋本委員長 本件に関しまして追加の質問ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、次の質問に移りたいと思います。

④のこの株式会社備前まちづくりの事業内容でございますが、これに関しましては先ほど来から証言がございました野菜工場ということ以外に何らかの事業内容がこの備前まちづくりにはございましたでしょうか。

吉村証人。

○吉村証人 定款を渡しておりますので、定款に事業内容が規定されておりますので、基本的にはそれに沿って事業を進めていかなければ会社としてはだめなわけなんですけど、具体的に申し上げますと水耕栽培、いわゆる植物工場というのは実はそんなにメインじゃないんです。メインはお年寄りのたまり場、憩いの場としてフードセンターやゲートボールや、それからフィットネスや子供の砂場や、それから浮世絵を中心としたいいわゆる美術館や、そしていわゆるお年寄りが困らんとできる、そのような憩いの場所、子供の集まる場所、そういうものを目指してやっておったわけでありまして、で、事業としては先ほど申しましたように備前まちづくりとしては実態として雇用しておりませんので、私がそれらのものをポケットマネーで運用しとったということでありまして。

○橋本委員長 本件に関しまして委員の皆さんからの質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、次の質問に移ります。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

⑤のこの株式会社備前まちづくりの現場責任者についてをお尋ねをいたしますが、先ほどの証言で幡上氏はウエストジャパン興業からの契約社員でそちらのほうに出向いておったということをお聞きしましたが、それ以外の従業員はいないということで、この現場の責任者については幡上氏であるというふうに認識をしておいてよろしいでしょうか。

吉村証人。

○吉村証人 この設問の元株式会社備前まちづくりの代表取締役としての中では先ほど従業員はおりませんと申したとおりであります。あくまでもオープンまで極力コストを抑えて、そして地域に早くビゼンアルファが活性化したことを見せようと思うて私どもの関連の職員が暇なときにボランティアをしていただいた。ただ、その中で最年長の者は幡上さんであり、元市の幹部もしておったんですから、自動的にその職員の中でいわゆるリーダーシップを発揮しておったんじゃないだろうかと思いますが、具体的に辞令をもって現場責任者というようなことはしておりません。

○橋本委員長 本件に関しまして委員の皆様の問題があれば受けたいと思います。

よろしいか。

田原委員。

○田原委員 どなたも言われんので、私ばかりになって申しわけないんですけど。ええ、わか

りました。その幡上さんが契約社員でということはわかりました。オープンまでということがわかりました。

そういう中で、先ほど出てます永井正人氏の御子息にも証人でこの場にお願ひしたときに、幡上さんのほか増田敏夫さん、加々本昌和さん、田中佐登志さん、木村勝幸さん、石野裕正さんか、イノウエヒサシさん、末石一さん、清水さん、ハマサキさん、宮本数敏さん、こういう人たちが片づけを含め業務命令ということで片づけに参加したと、こういうようなことを聞いていると、こういうような証言がありましたんですが、間違いありませんか。

○橋本委員長 吉村証人。

○吉村証人 もっとおったか、あるいは今言われた10名前後ですか、かいうのは実は私の当時の立場、忙しさからしたらどなたが行っておるんか、一々そこだけをやっておるわけではありませんので、いろんな全国で展開しておりますので、それらだけとか、それ以上の方がようさんおったとかいうことは私正直申し上げてそこまで承知しておりません。そして、名字は大体わかりますが、実は下の名前まで全部知っておるわけじゃありませんので、今言われた名前が一致してるんか、一致してないんか、それもちょっと今資料がありませんので、お答えできません。

以上であります。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 我々、少なくとも私は幡上さんが工場の責任者でそのあたりを采配してたというふうに正直思っておりましたが、幡上さんは契約社員であり、オープンまでの仮のリーダーであったんだということは、冒頭申し上げました教習所の管理者である木村さんがその、人の派遣なんかを指示、采配してたというふうに解釈したらいいんでしょうか。

○橋本委員長 吉村証人。

○吉村証人 幡上さんがオープンまでの仮のというような、そこまで実はオープンの前に出ていってくれと言われたんですから、まだオープンしておらないんで、結果的にそうなったかどうかわかりません。そして、そこにおる職員が備前自動車備前教習所の職員かどうか私実はもう大分前ですからどこに在籍しておったんか、下の名前もわかりませんが。今言われるように、基本的に会社がボランティアで備前自動車教習所の創業の地であるこの備前市であいてる時間があれば地区の催し物や片上のこういうアルファの本当に活性化にこの備前市で創業し、備前市で育ててもらい、備前市の多くの市民の方が免許を取っていただいて今あるわけでありますから、当時の私としてはできるだけの協力を業務の支障のない範囲ですべきだという考えでおりましたので、多くの個別にどうこうはわかりませんが、職員がそれに賛同して、もちろん職場、自動車教習所を離れるわけですから、黙ってトイレに行きましたというわけにはいかんわけですから、それはちゃんとどこどこへ何時から何時ごろから行きます、あるいはあしたは自動車学校で教習の予約が入ってないんで、あしたはこういうボランティアの話があったんで、向こうのほうへ朝から出勤しますとか、そういうような話はあって、そして皆さん方で、皆大人ですから業務に支障のない範囲で応援をしておったというふうに理解をしております。

○橋本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、ちょっと時間も押しておりますので、どんどん進めていきたいと思いますが、委員長のほうでこの質問についてはさほどのことはないなというような件は割愛をさせていただけたらと思います。

例えば次の⑥と⑦に関しては割愛したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、続きまして⑧のじん肺患者同盟岡山連合会事務所の撤退に関して交渉をされたかどうかについて、その有無をお尋ねをいたします。

吉村証人。

○吉村証人 私は、交渉はしておりません。当然、普通の家庭用の電気になって私は5階におったと思うんですが、そこにLEDの電球を持って行って、横山さん申しわけないけども、この明るさで業務ができるんだらうからひとつよろしくお願いします、協力してくださいということは言うた気がありますが、いつの間にか撤退をされておりました。これは御本人から聞いたか、誰から聞いたかわかりませんが、備前市のほうにとりあえずこういう状況なんで、LEDの電球が1灯か2灯では業務ができないんで、どこかいいところはないんかということで備前市があっせんされて今の峠のサイクリングセンターの2階に移られたんだらうというふうに理解をしておりますので、私が交渉をしたり、退去の目的等を持ってやった記憶はございません。

○橋本委員長 じん肺患者同盟に対して退去せよというような交渉は行っておらないということで理解しとってよろしいんですね。

この件につきましては関連質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なしということで、次の質問に移ります。

⑨の事業廃業の理由については、これは建物を返却しなければならなくなったという今までの証言内容からそのように捉えとってよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、この9番目も割愛いたします。

次の⑩、いろいろな設備を株式会社備前まちづくりは旧アルファビゼンに搬入をしておったと思うんですが、それらを撤収するときの実務の、実際行動をやったときの責任者はどなたであったのか、お尋ねをいたします。

吉村証人。

○吉村証人 先ほどから申し上げておりますように、皆さん方ボランティアとしていわゆる設営に努力していった。あるときすぐ撤退せえと言われた。もうしょうがないじゃないかというて、おい早く撤退させよというて言うたことは記憶にありますが、誰が責任者で、そしてあなたが責任持って全部撤退しなさいというような指示をしておりますので、私は幡上さんが先ほどから

何回も言いますが、年長者であるし、そしてもう市役所から出ていけ言われた以上は、早く出ていきなさいというて私に言われた以上は、皆さん方がまた最後の努力を傾注して撤退をしたと思いますので、どなたがその責任者ということで指名をしてどうこうじゃないというふうに理解をしております。

○橋本委員長 ただいまそういう証言内容でございますが、関連質問ございますか。

田原委員。

○田原委員 いや私は、幡上さんがリーダーかなと思っておったんですが、リーダーではない、自主的にやったんだということでの答弁ですが、結局それじゃあ証人がみずから指示したということになるんですが、いかがでしょうか。

○橋本委員長 吉村証人。

○吉村証人 市に突然呼ばれてすぐに撤退せえと、もうこの片上まちづくりは要するに清算をするんだからということで、あなたはもうおることはもうできないんですよと大変無情に市から突然呼ばれて言われて、私も腹の中は煮えたぎりしましたが、そこまで言われて撤退をせんいうたら何かあかんと思うて、おいもうこうなった以上は一日も早く撤退してくれ、みんなもう一回協力してくれというて言うたことで皆さん方が最後の力を振り絞ってたまたまそういう置き場所がありましたからスムーズに撤退できたんじゃないだろうかということであります。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 いや、私はそんなことを聞いとんじゃないんですよ。事情じゃなしに撤退せよという指示、命令を出したのは結局証人吉村さん御自身ということになりますねということ聞きよんですわ。

○橋本委員長 吉村証人。

○吉村証人 市役所に呼ばれたんは私だけでございますから、当然私が職員にこういう理由だから撤退しなさいとは皆さんに言いました。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 たまたま置き場所があるからそこへ持っていったんだという置き場所はどこですか。

○橋本委員長 答弁願います。

吉村証人。

○吉村証人 重立ったものは、私の記憶が間違いなければ伊部の久々井へ行く旧中村窯業さんの工場の跡へとりあえず、一番近いところでございますので、職員が運んでくれたというふうに理解をしております。

○橋本委員長 よろしいか。

○田原委員 はい、結構です。

○橋本委員長 それでは、続きまして⑪の建物よりの撤去の、機材等々を撤去した完了、その完了した後に鍵等を引き渡すこの作業について、市のほうからも担当が出てこられたと思います

が、それに関して株式会社備前まちづくりのほうはどなたが立ち会いに行かれましたでしょうか。そのときの状況はどんなだったでしょうか。

吉村証人。

○吉村証人 先ほどからも言うてますように、株式会社備前まちづくりには役員が3名おるだけで従業員はおりませんので、今の御質問の備前まちづくりから市役所のほうにその鍵を返したということはありませんかと思っております。

○橋本委員長 ほかの委員の皆さんからは質問ございませんか。

我々が聞いておる範囲では、この鍵の引き渡し、返却をする際に幡上氏なんか同席をされておったというふうにお聞きしとんですが、そのような指示はされた覚えはございませんでしょうか。

吉村証人。

○吉村証人 指示をするということではなしに、全部出してきれいにもぬけの殻にしたわけですから、当然鍵は誰かが集めて市のほうへ返したんだろうと思いますので、先ほどから幡上氏がその中では年長であるし、備前市のOBでもあるんですから、幡上氏が返したんだろうというふうには思っております。

○橋本委員長 この件に関しましての委員の皆さんの追加の関連質問ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、続きまして⑩番でございます。

旧アルファビゼンにおいて電線が盗難被害に遭っているということが発覚して以降ですね、状況を市のほうが見分をされたのではないかなと思います。その際に、株式会社備前まちづくりとして市のほうからあなたのところが最後のほうまで使われとったんだから、ちょっと見分に立ち会いなさいというようなことで立ち会いの要請がありましたかどうか、あるいはあったんならそのあたりはどんなだったでしょうか。

吉村証人。

○吉村証人 依頼がありまして、言われた日にちとその時間に行って実際に電気、EPSというんですか、電気パイプスペースというんですか、そこを見させていただいて、これは大変なことになってるなあということの記憶はあります。

○橋本委員長 本件に関して関連する質問ございますでしょうか。

田原委員。

○田原委員 現場を見られたそうですけども、その後職員からの事情聴取に当社としては全く関係がないという答弁をとりとんだというのは記録に残っております。見られてですね、なくなっているというのは事実ですから、ガラス一枚壊れずにね。それで、全く関係ないと言われたんですが、とにかく6月13日まではおたくの会社がそこを利用されてたんですよ。それで、そういうことがわかった。どなたに確認されて当社は一切関係ないという答弁をされたんですか。

○橋本委員長 吉村証人。

○吉村証人 多分、それは市役所の職員から何か知ってますかというような質問があつて、私は私どもの職員がそんなことをするような者はおるとは今も信じてませんし、その何かうちの職員がボランティアで応援してるのにそのような犯罪行為にかかわってるというようなことは大変市会議員としてその質問が残念でなりません。あれだけみんなが応援をして、一日も早くオープンして地元の活性化にやろうとしてる人が、たまたまそれが泥棒に遭つとつたという事実は7月に確認しました。それと、要するにボランティアで応援してる者が何かというような大変失敬な話だと思います。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 私は、失敬だとかどうかじゃなしに証人そのものが事件に直接関与してない、知らない、それはわかります。こういうことが起こっておるんだけど、何か事情を知ってる人はおらないのかというて聞くのは雇用責任として当然じゃないかと思ってどなたかに聞かれたことはありませんかという質問なんですよ。それが何で失敬なんですか。

○橋本委員長 吉村証人。

○吉村証人 先ほども言いましたように、市役所から立ち会ってくれいうて行くまでは何があつたか私にもわからないんですよ。行ったらここの導線がなくなつてると。それを見てくれと。確かになくなつてるといふことで、当日それ以上の話も、またそら、なくなつてる事実は私も見たんですから、それが市役所の職員から例えば私どものボランティアの応援の者が何かおかしいことしたんじゃないかというような質問も何もありませんので、私は一生懸命やってる者が残念ながららすぐ出ていってくれと言われて力いっぱいやつてると今回の盗難と関係があるんでしたらもう既に警察がそれなりの捜査をしてるはずですし、きょう現在までそのようなことは聞いておりませんので、私は軽々に人を犯罪者にしたり、これだけボランティアした人間が、頭は下がるけども、少しでもそのような可能性があるといふことを信じるのが経営者としてできるわけではないじゃないですか。

○橋本委員長 ほかにございませんか。

石原委員。

○石原委員 済いません。平成23年7月6日の実況見分ですか、状況見分についてですが、証人はそのときにどの範囲を見分というか、どの範囲を見て回られたんですか。話ですか。

○橋本委員長 吉村証人。

○吉村証人 定かに、古いこととございますから見たことの記憶はありますが、それが下から上まで全部見たのかいふことは私を案内していった市役所の人に聞いていただいて、私自身がどこどこを見て回つたかというすぐ、当時でしたらそら覚えてますけども、見たことはもう間違いありませんが、どこどこを見たかといふところまでここで言うぐらい記憶が鮮明ではありませんので、ぜひ市役所の職員に一つ聞いていただいたほうが確かだと思います。市役所の職員がここを連れていったといふんであれば、多分そこへ行ったんでしょう。

以上であります。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 市の職員の方に確認をさせていただきたいと思います。

それから、当然この日に一度は現場、あの施設へ訪れたようですけども、これ以外に備前まちづくりとしてあの建物をお借りしとった時期に証人はたびたびアルファビゼンには足を運ばれたんでしょうか。いかがでしょうか。

○橋本委員長 吉村証人。

○吉村証人 当時、大変忙しくしておりましたので、たびたびというようなことの記憶はございませんが、何かあいた時間があれば家も備前市香登でありますので、決して遠いところではありませんので、慰労といたしますか、御苦労さんですというてねぎらいは何回かしたことがあります。

○橋本委員長 よろしいか。

田原委員。

○田原委員 先ほどの話に戻りますが、従業員を信じる、それはもう当然だと思います。社長さんとすれば働いてくれる従業員を信じるのは当然だと思います。

そこで、その事件が発覚したのが6月14日だったかと思うんですが、その間7月6日までに約2週間ぐらいあるんですが、その間に当日一緒に見分された幡上さん、増田さん、本郷さんからの報告、また市からの報告というのはこういう事態が発生しとるんだという通報なり報告はあったでしょうか。

○橋本委員長 吉村証人。

○吉村証人 7月6日に来てくれということでもありますから、実は私も鍵の渡すことも立ち会っておりませんので、もうそれは一件落着しておると。こんな泥棒に入られておるとは夢にも思っておりませんので、6月14日ですか、今田原委員言われた。多分これは6月15日の田原委員の間違いだと思うんですけども、6月15日の事件発生から7月6日までそのような関心はありませんでした。

○橋本委員長 よろしいか。

それから、委員長のほうから1点お尋ねをします。

先ほど、証人はボランティアで作業に従事されたということなんですが、株式会社備前まちづくりのいろいろな設備、器具等を撤収をされたときの作業も全て無給、ボランティアということで認識しとったらよろしいんでしょうか。

吉村証人。

○吉村証人 株式会社備前まちづくりから一円もお金は出しておりません。

○橋本委員長 いや、私が言っておるのはどこかの、例えば備前自動車備前教習所であるとか、あるいは勝英自動車学校であるとか、あるいはウエストジャパン興業であるとか、そういったところからその間の賃金というものは支払われてはおりませんかということです。

吉村証人。

○吉村証人 当然、職員でありますので、就業規則、賃金規程に準じて賃金は支払っております。

す。

○橋本委員長 支払っておりますね。よくわかりました。

石原委員。

○石原委員 6月15日に盗難事件が発覚をして約半月余り後ですか、7月6日に立ち会われるわけですが、その間市のほうからあの建物の中でこういう出来事が行ったんだと、大変なんだということで、これもかなり以前のことなんで、記憶も曖昧かもしれませんが、どれぐらいのタイミングで市のほうから連絡があったかというの、6月15日以降。

○橋本委員長 吉村証人。

○吉村証人 先ほども言いましたように、7月6日がちょっと出てきてくれと、大変なことが起こってるのでということで、撤退したときも立ち会っておりませんし、その後も一切市のほうからは私は連絡を受けた記憶は全くございません。

○橋本委員長 次の質問に移りますよ。いいですね、もう時間ございませんから。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

13番目の賃貸契約の条項の履行についてということなのですが、賃貸借契約には第11条に賃借人の管理責任、あるいは第21条第2項にはいろんなことが、損害を市に対して及ぼした場合には損害賠償の規定等がうたわれておりますが、本件に関して備前市から賃貸人として、これはNPO法人であり、あるいは株式会社備前まちづくりでありなのですが、管理責任の追及はその当時ございましたでしょうか。

吉村証人。

○吉村証人 ありません。

○橋本委員長 一切なかったということで認識しとったらよろしいでしょうか。

吉村証人。

○吉村証人 そのとおりであります。

○橋本委員長 本件につきましてはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして、⑬の2点目、賃貸人として本事件発覚後備前署にどのような捜査協力を行いましたでしょうか、あればお答えいただきたいと思います。

吉村証人。

○吉村証人 実は、私が十分な情報を持ち合わせてないかもわかりませんが、備前警察署から呼ばれたことは一切ございません。

○橋本委員長 本件に関しましてはよろしいでしょうか。

追加の質問ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次の⑭番目の質問に移ります。

備前警察署から事情聴取を受けたという先ほど上げた3つの法人、3つ、4つぐらいの法人な

んですが、その従業員の方はおられますか、本事件に関して。

吉村証人。

○吉村証人 私のほうに直接事情聴取といいますか、状況を聞きたいんだと言われてるというのを報告があったのは増田君だけであります。

○橋本委員長 本件に関しまして関連質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございます。

それでは、続きまして最後の質問でございますが、⑮平成26年11月25日に言い渡された住民訴訟の判決についてどのような認識をお持ちでしょうか。

吉村証人。

○吉村証人 判決でありますから、その判決は正しいものであらうと思ひますし、その内容については皆さん方も判決内容については資料としてお持ちでしょうから、裁判長が言われたこと、それがまさしく判決の内容だと思っておりますので、私がこれについてとやかく言うような筋合いではないと思ひます。

○橋本委員長 わかりました。

大体以上でございます。委員の皆さんからの質問はございませんか。

津島委員。

○津島委員 私は、吉村市長が就任直後から寄附金の返還の質問をさせていただいておりますが、あなたは本当に寄附の返還を市のほうへ申し出たことがありませんか。

○橋本委員長 答弁できますか。

吉村証人。

○吉村証人 答弁はできますが、この質問には、事項には書いてないことでありますけれども、答える必要があれば。

○橋本委員長 答弁ができるのであれば答弁をお願いします。

○吉村証人 もう既に委員も御承知のように2回、1回目は平成18年に寄附をしたにもかかわらず、その趣旨にのっとりやっていただけではないということで、このような申し立て書を書いてくださいという原稿を書いてもらって、それに署名をした記憶があります。2回目は、市長が、当時西岡市長が私と会うともうNPOに貸すことになったんで、基金条例いうんですか、寄附条例いうんですか、それは廃止するんで、一つお返しをしたいということで手続をしてくれませんかいうから、はいわかりましたいうてしたことがあります。問題は、寄附をした目的に沿って使ってもらえれば少しでも皆さん方助かったのではないだろうかというのが今悔しくてなりません。

以上であります。

○橋本委員長 津島委員。

○津島委員 市長と議場で寄附金の申出書、平成18年5月26日に寄附の申し出をされとるの

は、これは誰が書いたものでしょうか。

○橋本委員長 吉村証人。

○吉村証人 きょうのこの聞くいうやつの資料には入ってませんが、市役所の職員だと思いますが。

○橋本委員長 津島委員。

○津島委員 議事録を、昔の議事録を見ても、市長は市役所の職員が書いたもので、よう見ずに判こを突いただけじゃというのがここへありますけど、次に寄附金返還要求書が2年半後に出されておりますが、これは誰が出したものでしょうかね。

○橋本委員長 吉村証人。

○吉村証人 今出した者と書いた者のどちらを言うておられるのかわかりませんが、出したのは私どもであります。書いたのは、市の職員が書かれたものを持ってきて、そこに署名をしたようなことでございます。

○橋本委員長 津島委員。

もうこれぐらいにしたら。

○津島委員 おいおい、ええ、わかったら。

○橋本委員長 最後。

○津島委員 市長が就任初めての議会で、これは平成25年6月12日の答弁なんですけど、私の質問に返してくれえと言うたような記憶は全くございませんの答弁は本当ですか。

○橋本委員長 吉村証人。

○吉村証人 寄附をしたにはその理由があるわけでありまして。よって、寄附した者の気持ちがおわかりかどうかかわかりませんが、その寄附の趣旨にのっとって使われないということは、寄附者として当然なわけであらうかという疑義を持っておりますし、ちゃんと寄附をしておるわけですからそのとおりに使われたらいいものだと思っております。私のほうから今津島委員が言われるようなことで要するに寄附を返せ、返せというような話ではなしに、寄附の趣旨というものにのっとってそのような、いわゆるなぜ使われないんですかと。一応、出してください。出していただければ多分、今はよくわかりますが、議会とか市の幹部が稟議といいますか、そういうことでわかる、そういうことで市の職員がつくられた、それに私が署名をしたというふうに理解してもらったほうが津島委員も理解が早いんじゃないかと思っております。

〔「最後、最後、最後」と津島委員発言する〕

○橋本委員長 津島委員。簡単をお願いします。

○津島委員 もうすぐじゃ。待て。故人永井正人氏へ寄附金を取り戻せえと言うたことは市長ありますか。

○橋本委員長 吉村証人。

○吉村証人 そのような、どういいますかね、失礼な質問はないと思いますが、寄附した人の気持ちからしたら人に頼んで返してくれというようなばかげたことを言うような吉村ではござい

せん。

○橋本委員長 よろしいですね。

津島委員。

○津島委員 私が言よんじゃないんです。11月2日に永井正人氏の御子息の永井丈士氏がこの場で言った言葉でそれを尋ねただけですから、市長誤解したらおえんぞ。もう……。

〔「委員長」と吉村証人発言する〕

○橋本委員長 吉村証人。

○吉村証人 永井さんの息子がここ1年少々何をしてるか私も私なりに十分理解しておりますが、永井さんの息子がそのようなことを言うたか言うてないか、今津島委員が言われて言うたということですけども、そのようなことは一切永井さんにお問い合わせしておりません。

○橋本委員長 わかりました。

以上で質問、尋問を終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で吉村武司証人に対する尋問は全て終了いたしました。

なお、今後の調査によっては再度証人等として出席要請をさせていただく場合もありますので、その際には御協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

本日は、長時間ありがとうございました。

退室していただいて結構です。

この際、暫時休憩をいたします。

午後2時48分 休憩

午後3時00分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

***** 参考人の意見聴取（濱山一泰氏） *****

次に、参考人の意見聴取についてを議題とします。

委員会の決定により、地方自治法第100条第1項及び備前市議会委員会条例第29条第2項の規定に基づき参考人からの意見聴取を行います。

なお、参考人は地方自治法第100条第1項後段の証人とは異なり、出頭、証言等について法的に強制されることはなく、第3項に規定をされる罰則を科されることはありません。参考人に対する意見聴取につきましては、あくまでも本特別委員会の調査目的を達成するために行うものでございますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、備前市職員の濱山一泰氏に入室していただきます。

暫時休憩いたします。

午後3時01分 休憩

午後3時02分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

本日は、お忙しい中にもかかわらず本特別委員会の出席請求にお応えをいただき、まことにありがとうございます。本特別委員会の調査に御協力いただきますようよろしくお願いをします。

それでは、濱山参考人に対する意見聴取を行います。

進め方ではありますが、資料6の意見を聴こうとする案件について意見聴取をさせていただきます。質問は、1件ずつ委員会を代表して委員長から行うことといたします。

なお、関連質問を希望される委員は、委員長の許可を得てから行っていただくようお願いをいたします。

次に、参考人の発言についてですが、地方自治法第100条第3項に規定する罰則はありませんが、真相究明を図るためにも誠実にお答えをいただきますようお願いをいたします。

なお、参考人は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承願います。

最後に、御発言は挙手の上、委員長の指名を受けた後、着席したままでマイクに向かって御発言を願います。

それでは、委員長から質問を行います。

まず、資料の6の1番目、施設撤去の確認についてということで、最後株式会社備前まちづくりがこの場所を野菜工場として使っておられたやに思いますが、それらを機材を撤収して最後の確認をされたことについて濱山参考人は立ち会われたかどうか、あるいは立ち会われておるんであればそのときの状況を御説明ください。

濱山参考人。

○濱山参考人 立ち会いました。6月13日だったと思うんですけども、アルファのほうへ出向きまして、1階から順次確認して回ったような記憶があります。で、その際、機械部分に何か水道の何か施設のようなものが残ってたので、それを撤去をお願いしたと記憶をしております。

以上です。

○橋本委員長 ただいまの答弁でございます、説明でございますが、委員のほうで関連質問ございませんか。

田口委員。

○田口委員 確認されたということですけど、そのときに例えば電線がなくなってるというようなことは気づきませんでしたか。

○橋本委員長 濱山参考人。

○濱山参考人 気がついていませんでした。

○橋本委員長 よろしいか。

○田口委員 はい。

○橋本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次の質問に移ります。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは2点目、NPO法人片上まちづくり明け渡し完了時、これは平成23年6月14日清算人というようになっておりますが、の対応について、賃貸借契約の完了と鍵の引き渡し状況についてを質問いたします。

何か説明ができる部分がございますでしょうか。鍵はあなたが受け取られましたか。

濱山参考人。

○濱山参考人 鍵の受け取りは自分ではありません。あと、受け取った者のほうから鍵の返却があったという報告は受けました。

以上です。

○橋本委員長 確認でございますが、施設撤去の確認は6月13日にやられて、鍵等の引き渡しについては6月14日だったということでございますか。

濱山参考人。

○濱山参考人 そのとおりです。

○橋本委員長 ただいまの答弁でございますが、関連して質問ございますか。

石原委員。

○石原委員 濟いませぬ。鍵の引き渡しについてなんです、ほかの方が受け取られたとのことですが、鍵の数は濱山さん確認はされてませんか。

○橋本委員長 濱山参考人。

○濱山参考人 そのときは鍵の確認は、数は確認していません。

○橋本委員長 よろしいか。

○石原委員 はい。

○橋本委員長 じゃあ、次の質問に移りたいと思います。

盗難事件の発覚時の対応についてということで、旧アルファビゼンの電線等が盗難被害に遭っているということを第1に、1番目に発見をされた方は、濱山参考人はどなたというふうに認識をされておりますでしょうか。

濱山参考人。

○濱山参考人 誰というのはちょっとわからないんですけども、自分たちが確認したのは6月15日に現場のほうで確認はしました。

以上です。

○橋本委員長 6月15日に初めてそれらを確認したということで、それまでに他の職員から、あるいは他の者からとられておるぞというようなことは一切聞き及んでおらんということで認識しとってよろしいでしょうか。

濱山参考人。

○濱山参考人 職員のほうからはなかったと記憶しております。

以上です。

○橋本委員長 本件に関しましては委員からの関連質問ございますか。

田原委員。

○田原委員 ここで聞いとかんといかん、テレビの共聴アンテナが異常発生したわね、テレビ、共聴テレビの。それで、そのときに対応したときに川辺課長とおたくとが立ち会ったというふう
に聞いとんだけでも、それ記憶してますか。

○橋本委員長 濱山参考人。

○濱山参考人 そのときはまだ自分その職じゃなかったもので、立ち会ってはいません。

〔「立ち会ってない」と田原委員発言する〕

はい。

〔「わかりました」と田原委員発言する〕

○橋本委員長 よろしいか。

○田原委員 はい。

○橋本委員長 田口委員。

○田口委員 被害状況を6月15日に確認したと言われるんですけど、これはどういうことで、
どういうことがきっかけで確認したんですか。

○橋本委員長 濱山参考人。

○濱山参考人 6月15日のたしか橋本議員の一般質問の中でそういうことがあるんじゃないん
かというようなことで現地へ出向いていったと記憶をしております。

以上です。

○橋本委員長 よろしいか。

田口委員。

○田口委員 聞かれてなかったんかもわからないんですけど、それまでに私の記憶では電線をと
られたというよりは電線を切られとるという話を職員さんがされよったのを私は記憶しとん
ですけど、そういう記憶はないですか。

○橋本委員長 濱山参考人。

○濱山参考人 自分の中ではないと思います。

以上です。

〔「ありがとう」と田口委員発言する〕

○橋本委員長 よろしいか。

○田口委員 はい。

○橋本委員長 続きまして、それでは2点目の被害状況の確認についてということをお尋ねをい
たします。

まず、6月15日に複数名で被害の有無を確認したと、確かに電線等の盗難被害に遭っていると

いうことを確認したということですが、その後その被害状況をつぶさに、詳細に確認するに至ったのはそれよりも後ですか。後のいつごろですか。

濱山参考人。

○濱山参考人 大まかにはその日に確認していたと記憶しております。

以上です。

○橋本委員長 確認ですが、被害状況、かなりの広範囲にわたって盗難被害に遭ってるんですが、それらをつぶさに濱山参考人は見て回られましたか。

濱山参考人。

○濱山参考人 全ては、15日にざっと見たと、自分と川平とで後日カメラを持って現場を回ったような記憶はあります。

以上です。

○橋本委員長 それが何日後ぐらいだったかは記憶にございませんか。数日後ということ。

濱山参考人。

○濱山参考人 数日後だと思います。

○橋本委員長 関連の質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、次に移りたいと思います。

平成23年10月4日、これ被害状況の確認からかなりおくれで備前署に対して被害届を提出されておりますが、この間の一連の事務処理についてをお尋ねをいたします。

何か委員に報告するようなことはございますか。

濱山参考人。

○濱山参考人 盗難の事実を確認した後に、7月6日だったと思うんですけども、市と関係の片上まちづくり、備前まちづくりと現地の立ち会いといたしますか、現場確認をしたと思います。その後、7月12日に中国電気保安協会の方にも立ち会っていただいて調査をしました。で、備前署のほうからも被害届を出すには被害額を記入する必要があるということと言われ、中国電気保安協会さんに相談したところ、被害額は少し時間がかかるけど、私たちが算定といたしますか、了承を受けてもらい、10月の被害届提出となりました。

以上です。

○橋本委員長 本件のこの被害届に関して委員の方からの質問。

川崎副委員長。

○川崎副委員長 6月15日確認してから10月4日までいうたらちょうど1カ月半ですかね。1カ月半ぐらいあるんですけど、その間状況……。

〔「3カ月」と呼ぶ者あり〕

3カ月あるんか。ああ、そうか。当然、川平職員と一緒に写真まで撮ったということで、上司へ報告して上司と相談して7月3日ですか、現場確認、もう一度まちづくりの2つの団体とやっ

てるようですが、上司と相談した結果、ここでも相当質問の中身になっとんですけど、管理責任
いうんですか、借家人の管理責任いうんですか、そこについて上司と突っ込んだ議論なり、どう
いう質問なりをするんか、そういうことは相談がありましたかどうかだけ確認したいと思いま
す。

○橋本委員長 5番目でやる予定になっとんですが。

濱山参考人。

○濱山参考人 余りなかったような記憶であります。

以上です。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 6月15日に盗難事件を確認されて、一番最初に警察のほうにこういう出来事が起
こったんだという通報をされたのはいつごろと記憶されてますか。

○橋本委員長 濱山参考人。

○濱山参考人 申しわけありません。正確な日付は覚えていません。

以上です。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 もう参考人でおいでいただいとんで、調べていただいても結構かと思うんですが、
大体いつごろというような。

○橋本委員長 これは日にちは特定できなくっても参考人、二、三日後ということで記憶して、
認識しておったらよろしいでしょうか。とりあえずの第一報です。被害額を算定せずでの第一報
は、被害を確認してから数日後ということで認識しとってよろしいでしょうか。

濱山参考人。

○濱山参考人 恐らくそうだと思います。

以上です。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 ありがとうございます。

正式な被害届は10月4日とのことなんですけど、これまでにそういった通報を受けて警察側は
対応、現場の確認であったり、されたでしょうか。

○橋本委員長 濱山参考人。

○濱山参考人 現場の確認、俗に言う現場検証とかはなかったような記憶であります。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 きょうの午前中なんですけど、地元の方証人でおいでいただいた方からの発言で、余
り長い日数が立たないうちに警察の車両があつた現場へ来て現場を確認しとったようですよとい
うような何か住民の方からのお知らせもあつたというようなことを聞いたんで、僕の中ではそれを
聞いて正式な被害届はまだだけれども、そういった市の通報を受けて警察側が早い段階で対応さ
れて現場を確認したんかなあという捉えを今までしとんですけど、そういったことは担当部署と

して把握もされないということですか。

○橋本委員長 濱山参考人。

○濱山参考人 ちょっとそこら辺の記憶は定かじゃないんですけど、なかったような記憶があります。

以上です。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 それから、もう5年余り経過しておりますけれども、そういった通報から、それから何て言うんですかね、警察とのかかわりであったり、対応であったりというところは一切記録も残ってませんか、市役所内には。

○橋本委員長 濱山参考人。

○濱山参考人 自分の記憶では7月の末に備前署へ被害届のことで相談に行ったような記憶はあるんですけども。

以上です。

○橋本委員長 よろしいか。

○石原委員 はい。

○橋本委員長 よろしいか。

田原委員。

○田原委員 まず、6月14日に、14日、15日か。見てびっくりされたわな、恐らくね。それで、まず上司に報告する。7月6日に初めて関係者を呼んだけども、その間に何も行動は起こさんかった、警察へ。あれだけの、びっくりしたらまず警察へ飛び込むのが普通感覚なんだけども、その辺はいかがですか。

○橋本委員長 濱山参考人。

○濱山参考人 警察のほうに連絡等はすぐしたと思います。

○橋本委員長 数日後にね。

〔「はい」と濱山参考人発言する〕

数日後。

〔「数日後」と田原委員発言する〕

田原委員。

○田原委員 それと、それは警察はそう。それで、普通ならそれまで貸しとったわけ、ねえ、片上まちづくりへ。普通は返してもうたときにそんなことになったら、あんたらそのときどないしよったんやというて聞きゃあせんか思うんだけどな。ちゃんと管理しとったんいうて聞くじゃない。そんなことはNPOなりまちづくり、片上、株式会社へは言わなかったん。その7月6日まで、7月6日までにはそういう相手側に対してちゃんと管理しとったんですかという呼びかけなり、問いかけはしたことない。

○橋本委員長 濱山参考人。

○濱山参考人 その連絡はすぐ入れてると記憶しています。ただ、調整日程等の関係で7月6日になったと記憶しています。

以上です。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 連絡はしたけども、忙しい社長さんもおられんこっちゃし、7月6日にやっとその会が持てたという、そういう解釈しとけばいいかな。連絡はしたということでもいいんじゃない。

○橋本委員長 濱山参考人。

○濱山参考人 そのとおりです。

○橋本委員長 委員長のほうからちょっと1点お尋ねをします。

参考人、先ほど吉村証人、証人として呼びましたんですが、株式会社備前まちづくりの代表者であります、その方はこの7月6日まであの場所でそういう盗難事件があったのは一切知らされてなかったと。7月6日に、その立ち会いに行って初めて聞かされたというふうに証言されたんですが、私は実に奇異に感じられました。あなたたちはそういったことを一切伏せて、7月6日に来てくださいというだけで中身の要件は伝えなかったんでしょうか。

濱山参考人。

○濱山参考人 備前まちづくりのほうの窓口といますか、それは幡上さんだったと記憶しています。ですから、幡上さんのほうにはそういう旨の連絡はしたのではないんかと思います。

以上です。

○橋本委員長 このあたりは特にちょっと重要なんですが、幡上氏に対しては連絡したけれども、幡上氏が代表者である吉村武司氏にはその旨を伝えてなかったという解釈でよろしいんでしょうか。

濱山参考人。

○濱山参考人 その辺はちょっと私のほうでわかりかねます。

以上です。

○橋本委員長 恐らくそうだろうということですね。

田原委員。

○田原委員 多分したんだろうじゃないに、あなたがしなかったのか、上司がしたかということは、これは大事なことで、はっきりしたほうがいいと思うけど、あなたはしたんですか。誰かがしたんだろうという話だったんだけど、その連絡する役目は誰ですか。

○橋本委員長 濱山参考人。

○濱山参考人 私はしてません。

以上です。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 じゃあ、幡上氏とその連絡をとるべき立場、役目はどなたですか。

○橋本委員長 濱山参考人。

○濱山参考人 主に川平主査がその当時はしていたと記憶しております。

以上です。

○橋本委員長 川平主査ね。

よろしいか。

立川委員。

○立川委員 ちょっと1点確認で申しわけないんですが、6月15日にわかったとおっしゃってたんですが、その下の主査の方のお話は6月1日に自家発の3機、電線の切断を確認しという報告を受けたんですよ。主査の上の係長である濱山さんがその報告は受けなかったんでしょうか。

○橋本委員長 濱山参考人。

○濱山参考人 自分は受けた記憶はありません。

以上です。

○橋本委員長 よろしいか。

立川委員。

○立川委員 これ、大変大きな事故みたいなんで、このときに6月1日に市の職員が自家発3機電線切断を確認してました。そのとき川平さんが主査、その上の係長、濱山さんですね。全く話がなかったというのはちょっとあれなんですけども、1日の日のこれを見に行っとけば当然大量の電線が切れてるのは確認できるんじゃないかと思うんですが、そうは思われませんか。仮に自家発の3機というのは見られたことありますか。

○橋本委員長 濱山参考人。

○濱山参考人 見ました。

○橋本委員長 立川委員。

○立川委員 1日の日切断を市の職員が確認ということで主査が言われておるんですが、そのときに一緒に確認されましたか、1日に。いかがでしょうか。

○橋本委員長 濱山参考人。

○濱山参考人 川平主査はそのとき福島のほうへ行ってたような記憶があるんですけども、災害……。

〔「対応で」と呼ぶ者あり〕

災害対応で。

〔「緊急応援でしょう」と呼ぶ者あり〕

はい。

○橋本委員長 立川委員。

○立川委員 ですから、1日の日に市職員が確認をしてますということを言われたんですよ。私は、おりませんけども。当然、担当の人がいなかったらこれ以上の下の部下の人はいらっしゃるとは思えないんで、係長である濱山さんにお知らせはして、当然情報は上がってると思うんですが、それはなかったんでしょうか。再度確認しておきます。

○橋本委員長 濱山参考人。

○濱山参考人 川平のほうからそういう旨を聞いた記憶はありません。

以上です。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 濟いません。参考人の方の答弁、やりとりをお聞きしとって、参考人としてお呼びしとんで、もうちょっと具体的なお答え、もう何か先ほど来記憶してますとか、記憶に頼ったような御答弁が続いとんですが、一切市役所内には旧アルファビゼンにかかわる盗難事件に関連するような先ほどの何月何日に発見して、何月何日に通報して、何月何日にこういうやりとりを警察であったり、片上まちづくり、備前まちづくりの間でしたんだというような旧アルファビゼンに関する何言うんですか、流れを記録したようなものは市役所内には一切存在してないんですか。もう記憶だけを頼りにこういうやりとりが続く形なんですか。いかがでしょうか。

○橋本委員長 濱山参考人。

○濱山参考人 幾らか時系列的には記録に残してると思います。

以上です。

○橋本委員長 きょう、参考人として出席するのにそういった記録は確認されたり、あるいは参考人の場合はそういう記録をこの委員会室に持ち込んでも許可できるんですが、そういったことは思われなかったですか。

濱山参考人。

○濱山参考人 資料そのものは見ましたけども、今石原委員が言われたような詳細な部分の時系列的なものは残っていませんでした。

以上です。

○橋本委員長 そのようでございます。

立川委員。

○立川委員 これも確認で申しわけないんですが、そういった情報、このアルファビゼンの電線の盗難事件とかという情報のまとめ、これを見ますとその当時は商工観光課企画誘致係、濱山さんのところでまとめられてたんでしょ。それはいかがですか、そういう情報は、一元管理は。

○橋本委員長 濱山参考人。

○濱山参考人 そうです。

以上です。

○橋本委員長 立川委員。

○立川委員 そうだとするならば、それに関連する資料というのはその部署が必ず押さえてるんですね。大丈夫ですね。いかがですか。

○橋本委員長 濱山参考人。

○濱山参考人 先ほど申しあげましたように、時系列的にはあると思うんですけども、詳細なものというような部分では多分記録には残ってないような記憶があります。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 さっき言いかけた旧アルファビゼンから地上アナログ放送受信障害の対応について報告っちゅうのがね、ちゃんと文書であるんよ。たったあれだけというたら叱られるかもしれんけども、あの程度のことでもこれだけの報告書が上がるとるわけよねえ。にもかかわらず、これだけの大事件について担当者からメモがないというのが不思議でたまらんのやけど、書いた覚えがない、見た覚えがない。

○橋本委員長 濱山参考人。

○濱山参考人 時系列的なやつはポイントポイントでは先ほどもう繰り返しになるんですけども、残していますけど、詳細に残してはなかったと思います。

以上です。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 その、じゃあ時系列的なまとめをされとるその資料ですね、どういう範囲でどういう程度のものかわからんのんですけど、そういう資料を百条委員会、この委員会として資料を要求するというのは可能なんですか。

○橋本委員長 それは委員の皆さんの意向があれば要求はしてみます、出るか出ないかは別として。

○石原委員 後刻また協議を提案します。

○橋本委員長 幹事会でね。

時間の関係もあります。次の質問に移ってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして、大きな質問の5点目、建物賃貸借契約、これには第11条に管理責任、賃借人の管理責任、第21条第2項に市が損害をこうむった際の損害賠償等について記載がなされておりますが、本事件に関しては賃借人であるNPO法人並びに株式会社備前まちづくりに対してこれらの管理責任を一切追及なされなかったというふうに我々は今までの証言者から証言を得ております。そのことにつきまして、当時の担当である濱山参考人はどのように認識をしておられますか。あるいは弁護士等に相談をなさいましたか、お尋ねをいたします。

濱山参考人。

○濱山参考人 管理責任について、弁護士のところへ出向きまして相談はその席には私は同席していなかったと記憶しております。

以上です。

○橋本委員長 その際にどなたかが、担当の中のどなたかが弁護士に相談に行かれたという記憶はございますか。あるいは一切もうそういったことは不問に付すということで、一切そういう行動をとられてないんでしょうか。

濱山参考人。

○濱山参考人 恐らく中島課長が行かれたんじゃないかと思います。

以上です。

○橋本委員長 本件に関して関連する質問があればお受けいたしたいと思います。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〔「何でもなしやな、あんた」と呼ぶ者あり〕

よろしいか。稟議書を書いたというふうになんかお伺いをしとんですが。

田原委員。

○田原委員 稟議書で盗難届を出してもよろしいか、それからこの今言う賃貸契約管理責任と損害賠償についての弁護士と協議してもよろしいかということ川平君が稟議上げて、あなたも上司として判こを押し、市長のところまでずうっと判こが押されとるわけ。そやから、今どなたと弁護士が相談した、弁護士に誰と相談したんかという質問をしたところ、川平さんはわからんと。濱山さんか課長じゃないかということで今聞かれよるわけ。行ってないんですね、弁護士のところへ。

○橋本委員長 濱山参考人。

○濱山参考人 弁護士のところへ自分1回行った記憶はあるんですけども、それはまちづくりいうんですか、退去後の対応の仕方か何かを協議に行ったような記憶なんですけども。だから、盗難後のこの管理責任についての相談に行ったことはないと思います。

以上です。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 何に行ったって、その前段は。

○橋本委員長 濱山参考人。

○濱山参考人 備前まちづくりが退去するという事になったんで、その相談と対応の仕方ですか、それに行った記憶はあります。

○橋本委員長 よろしいか。

山本委員。

○山本（恒）委員 当時の責任者というか、部長はどなたでしたん。

○橋本委員長 濱山参考人。

○濱山参考人 竹林部長だったと思います。

以上です。

○橋本委員長 よろしいか。

○山本（恒）委員 はい。

○橋本委員長 立川委員。

○立川委員 済いません、今のお話があったんですけど、建物の賃貸借契約時における賃借人の管理責任については今後弁護士と相談の上対応していくこととしてよろしいかと先ほど田原さん言われたんですけども、そのときになるほど主査のほうのお話では濱山さんか中島課長かな。中

島さんは私ではない。川平さんは知らない。ここそのときの企業誘致係は主査が川平君で、係長が濱山さん、課長が中島さん、部長が竹林さん。この4人のうち今聞いているのは2人に聞いているんですが、私ではない、私ではない。もう残りは濱山さんだけなんです。濱山さんが知らないということになれば、こないして稟議に書いたことは全く生かされてないということですね。この起案書を読まれたと思いますが、ごめんなさいね、企業の誘致係としては管理責任については今後弁護士と相談しますよということで稟議を上げられて皆さん押された。ところが、その4人の担当者の方どなたも弁護士と相談してないというふうな認識になってしまうんですが、この書類はほんならあれですか、どっちゃでもええという書類という認識ですか。その辺ちょっと教えてください。僕この辺がちょっと理解できないんですけど。

○橋本委員長 濱山参考人。

押印を押した記憶はございますか、この稟議書に。

濱山参考人。

○濱山参考人 申しわけありません。押した記憶は余り定かじゃ……。済いません。

○橋本委員長 はい、この問題を深く掘り下げてもちょっと難しいんで、次の質問に移りたいと思います。

財団法人中国電気保安協会岡山支部に依頼をした被害状況調査内容についてをお尋ねしたいと思いますが、この被害状況を調査してくださいと依頼したのは濱山参考人がおられた部署ですか。

濱山参考人。

○濱山参考人 そのとおりです。

○橋本委員長 その状況について御説明を願いたいと思います、簡潔に。

濱山参考人。

○濱山参考人 7月12日にアルファ、現場のほうへ来ていただきまして、中国電気保安協会の職員の方2人だったと思うんですけども、現場をずっと被害状況を見てもらいました。そのときに電気保安協会さんの方が言われてて記憶に残ってるのが、こういうことできるのは電気関係に詳しい人じゃないとできないなという記憶と、切り口が普通の人が持つてるようなものじゃなくて、専用の電気カッターですか、そういったもので切った跡が見受けられるようなことを言っていました。

以上です。

○橋本委員長 ありがとうございます。

この件につきまして、委員の皆さんから関連質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありましたら次の質問に移りますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、次の質問に移ります。

最後の質問であります、備前警察署への被害届、これは平成23年に提出された、10月……。

〔「4日」と呼ぶ者あり〕

10月4日に提出をされておりますが、そのときの被害額の算出根拠については何を参考になされましたか。

濱山参考人。

○濱山参考人 中国電気保安協会さんのほうへお願いしたんですけども、アルファの電気関係の竣工図を貸してくださいということでお貸ししました。それと照らし合わせながら現場を把握してる中国電気保安協会さんのほうでどういった導線の種類とかがそういうのがなくなってるかということで被害額を算出したと記憶しています。

以上です。

○橋本委員長 本件に関しまして委員の皆さんの質問ございませんか。

津島委員。

○津島委員 根拠ですけど、警察は被害届を出すのに被害額がないと被害届を受理してくれんように思いますけど、この156万円というのを濱山さんはアルファの総額が54億円で、ほれでこの前ABC案いうて私が電気関係の書類を見たら平均2億円ぐらいかかって、なぜこのたったの156万円そこらへの不審に思わなんだんでしょうか。

○橋本委員長 答弁願います。

濱山参考人。

○濱山参考人 そのときに金額の高い低いは余り思わず、被害届はこれで出せるという安堵感といますか、そっちのほうの気持ちが高かったと思います。

以上です。

〔「よろしい」と津島委員発言する〕

○橋本委員長 ほかにございませんか。

田原委員。

○田原委員 被害届は中島課長と一緒に行かれたんですか。

○橋本委員長 濱山参考人。

○濱山参考人 自分と川平だったと記憶しています。

以上です。

○橋本委員長 よろしいか。

石原委員。

○石原委員 それから、このときの被害額算定の調査、現場の確認をして調査がなされて156万円ですか、算定されたと思うんですが、そのときの調査には予算はかけられたんですか。

○橋本委員長 濱山参考人。

○濱山参考人 予算はありません。

以上です。

○橋本委員長 よろしいか。

田原委員。

○田原委員 以上、以上が大変気になるんじゃないけど。電気保安協会が1日で現場を見て、後は図面でチェックして被害の額を推定したんかな。

○橋本委員長 濱山参考人。

○濱山参考人 そう記憶しております。

以上です。

○橋本委員長 よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

であれば、次の方も待ち構えておられますので、このあたりで濱山参考人に対する質問は終了したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしともものと認めます。

それでは、以上で濱山参考人に対する意見聴取は終了しました。

なお、今後の調査によっては再度証人等として出席要請をさせていただく場合もありますので、その際には御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

本日は、長時間ありがとうございました。

この際、暫時休憩いたします。

午後3時42分 休憩

午後3時50分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

***** 証人尋問（加々本昌和氏） *****

次に、証人尋問についてを議題とします。

加々本昌和証人に入室していただきますが、暫時休憩をいたします。

午後3時50分 休憩

午後3時52分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

本日は、お忙しい中にもかかわらず本特別委員会の出頭請求にお応えをいただき、まことにありがとうございます。本特別委員会の調査に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

これより証人尋問を行いますが、証言を求める前に証人に申し上げます。

証人尋問については地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。証人の権利及び罰則の適用の可能性についてはあらかじめ文書でお渡しをしたとおりであり、また同様の文書を資料1としてお席に用意してありますが、

その内容は御承知いただけましたでしょうか。

よろしいですか。

[「はい」と加々本証人発言する]

ありがとうございます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴者の皆様、報道関係者の方々も含めまして全員御起立願います。

お願いをいたします。

○加々本証人 宣誓。私は良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成28年11月14日、加々本昌和です。

○橋本委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、その宣誓書に署名、押印を願います。

お座りいただいて結構ですよ。

それでは、全員御着席ください。

それでは、これより証人に証言を求めますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際にはその都度挙手の上、委員長の許可を得てから発言されますようお願いをいたします。

なお、こちらから尋問をしているときは着席したままで結構ですが、発言の際には起立をして発言を願います。

また、委員の皆さんに申し上げます。

本日は、旧アルファビゼン盗難事件に関する調査事項について証人より証言を求めるものであり、不規則発言等議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。

また、証人の人権に留意されるよう、あわせて要望いたします。

これより加々本昌和証人から証言を求めます。

まず、尋問の進め方ですが、資料5の証言を求める事項について尋問をさせていただきます。

尋問は、1件ずつ委員会を代表して委員長から行うこととしております。

なお、関連質問を希望する委員は、委員長の許可を得てから行っていただくようお願いをいたします。

それでは初めに、人定尋問を行います。

あなたは加々本昌和さんですか。

はい、加々本証人。

○加々本証人 加々本昌和です。

○橋本委員長 ありがとうございます。

続きまして、住所、生年月日、職業については事前に記入していただきました確認事項記入表のとおりで間違いございませんか。

はい、加々本証人。

○加々本証人 間違いはありません。

○橋本委員長 ありがとうございます。

それでは、この後の尋問につきましては、委員会を代表しまして委員長から行います。

まず、1点目の旧アルファビゼンの建物内で働いたことがあるかどうかという点でございます。働くというよりも作業ですね、作業にかかわったことがあるかどうか。

加々本証人。

○加々本証人 あります。

○橋本委員長 ありますか。

○加々本証人 はい。

○橋本委員長 御着席ください。

御本人あるということでございます。それに関連して質問がありましたら委員のほうからお願いをいたします。

田原委員。

○田原委員 2番、3番あるんですが、ちょっとダブるんですけど、よろしいでしょうかね。

○橋本委員長 そうですね、まずは、まずはじゃあちょっと私のほうからもう、追加で質問をいたします。

この旧アルファビゼンの中でどのような作業に従事をされたのか、作業内容についてお尋ねをいたします。

加々本証人。

○加々本証人 壁材の撤去で、周りがコンクリートになるように全て撤去しました。

○橋本委員長 壁材を。

○加々本証人 天井より上のほうはやっていません。1階については蛍光灯とか、そういう上についてるものも全部外して撤去しました。ですので、多少は電線をさわってはいますけども、電線を盗んだとかというのはやってません。

それと、あと下が汚れてますので、電気ウオッシャー、電気で掃除する機械が、ぐるぐる回るやつですね。それで床面の掃除をやりました。これが主なものです。

○橋本委員長 それはどなたの、一旦座ってください。それらの作業はどなたの指示に基づいてなされたものでしょうか。

加々本証人。

○加々本証人 備前教習所の現在今やってるかどうかわからないんですけども、管理者が木村さんなんですけども、その息子さん、お名前ちょっとわからないんですけども、その人の指示に従ってやりました。

○橋本委員長 この木村所長、当時所長、今も所長だと思うんですが、所長の息子さんはその当時備前自動車備前教習所の従業員でしたか。

加々本証人。

○加々本証人 ウエストジャパンの会社員で、備前自動車教習所の職員ではありません。

○橋本委員長 はい、ありがとうございます。

これらに関連して質問があればお受けしたいと思います。

いかがでしょうか。

津島委員。

○津島委員 先ほど、盗んだことは、電線を盗んだことはないが言われましたけど、運び出したことはありますか。

○橋本委員長 加々本証人。

○加々本証人 電線を運び出したことはありません。

○橋本委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次の質問に移りたいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

2点目の加々本証人は株式会社備前まちづくりに所属しておったことがありますか。その有無でございます。

加々本証人。

○加々本証人 備前自動車教習所から管理者の、所長の指示に従って行っただけで、別に所属していたわけではありません。

○橋本委員長 本件に関連して委員の皆さんからの関連質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、次の質問に移りたいと思います。

3点目は、旧アルファビゼン内の作業で、手伝いに行ったことの有無については、これはあるという証言でございましたが、及び派遣元の会社名は備前自動車備前教習所であったという証言でございますが、それに間違いございませんか。

はい、加々本証人。

○加々本証人 はい、そうです。

○橋本委員長 で、手伝いを行った場合はその期間ということで、いつごろからいつごろまで作業を手伝いに行った記憶があるか、わかれば教えていただきたいと思います。

加々本証人。

○加々本証人 ちょっと昔のことなんで、いつからいつまでというのはちょっと覚えていません。

○橋本委員長 延べで何日ぐらいかは覚えておりませんか。大体でいいです。

○加々本証人 わかりません。済いません。3週間ぐらいは行ったと思います。

○橋本委員長 約3週間ですね。

○加々本証人 はい。

○橋本委員長 それから、もう一点お尋ね、一旦お座りください。

もう一点お尋ねをしますが、この旧アルファビゼンの建物の中で株式会社備前まちづくりが野菜をつくっておったことは記憶にございますか。

加々本証人。

○加々本証人 備前教習所からほかのところへ出向していたときにやったみたいなので、そのことは全然知りません。

○橋本委員長 それでは、その旧アルファビゼンの建物から株式会社備前まちづくりが野菜づくりに関するいろいろな機材等々を運び出されたときには加々本証人はお手伝いをなさっておられませんか。

加々本証人。

○加々本証人 はい、しておりません。

○橋本委員長 それらに関連しまして、委員の皆さんから関連質問ございますか。

田原委員。

○田原委員 私のところへあなたの同僚と思われる人からの証言が入っております。その中に2つあります。一つは、平成20年の4月から7月ごろに備前自動車教習所の木村、管理者の木村氏から大体2人から4人ぐらいで教習所の仕事が暇なときに手伝いに行くように、行って仕事をしたんだということが1点。もう一点は、先ほど今の市長から話がありましたけども、23年ごろにあそこで撤去したものを運び出したのを、あそこ、ここへ書いとんのは浦伊部の1185-115、大型自動車の教習所がありますね。あその2階へ多くの電線なんかを運んだと。これは勝英自動車教習所から手伝いに来た人のこの証言なんですけど、最初の件については壁を壊したりしたというのはお手伝いしたということなんですけど、後の撤去の、23年のときにはもういらっしやらなかったんですかね。

○橋本委員長 加々本証人。

○加々本証人 昔のことで、出向しているときかもしれないです。

○橋本委員長 出向というのはどこへ出向なさっておられたんですか。

○加々本証人 東京のほうにありました。

○橋本委員長 そのときに撤収されたのではないかと。だから、自分は撤収作業には加わっておらないという認識でよろしいのでしょうか。

○加々本証人 はい。

○橋本委員長 田原委員、そのようでございます。

田原委員。

○田原委員 それでわかりました。

それで、先ほど吉村証人からいろいろ聞かせてもらったんですが、自分がこのまちづくりに協力したんだと。ボランティアで皆さんが自主的にしっかり働いてくれたんだと。従業員はそんな

悪いことしたとは思えんという証言があったんですが、当然自分の所属から手伝いに行っとんですから、別に手当なんかはもらってないんですよ。

○橋本委員長 加々本証人。

○加々本証人 別に手当というものはもらっていません。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 それで、手伝いに行ったときに運び出すのは、これは最初の20年の4月ごろのことですが、先ほど壁を壊されたりなんかするのに作業に行ったということでしたよね。そのときの車は教習所の車だったというふうに証言いただいているんですが、間違いはないですか。

○橋本委員長 加々本証人。

○加々本証人 業務用の車を使ってそこまで行きました。

○橋本委員長 よろしいか。

ほかに。

田原委員。

○田原委員 それから、大勢同僚の方が手伝いに行っとられたというふうに聞いてるんですけども。それから、先ほど幡上さんが中心的に作業をされてるように思ってたんですが、どうもいや幡上さんにリーダー役を任せた覚えはないんだということで吉村証言でしたけども、実際作業を指揮されてたのはどなたでしたでしょうか。

○橋本委員長 加々本証人。

○加々本証人 木村管理者の息子さんです。

〔「ああそうですか」と田原委員発言する〕

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 それから、これも証言の中で出てきてることの中で、これから名前を読みますので、この中で記憶のある方があったら教えてください。

ゆっくり言います。増田敏夫さん、それから……。

○橋本委員長 1人ずつ。

○田原委員 1人ずつ、はい。

○橋本委員長 加々本証人。

○加々本証人 覚えております。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 田中佐登志さん。

○橋本委員長 加々本証人。

○加々本証人 教習所の職員ですけども、作業のほうには行ってないと思います。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 木村勝幸さん。

○橋本委員長 加々本証人。

○加々本証人 それは所長の息子さんですか。

〔「これが息子さんですか」と田原委員発言する〕

はい。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 石野裕正さん。

○橋本委員長 加々本証人。

○加々本証人 はい、おりました。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 ムラカミヒサシさん。

○橋本委員長 加々本証人。

○加々本証人 名前を知りません。済いません。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 末石一さん。

○橋本委員長 加々本証人。

○加々本証人 はい、そうです。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 シミズ何とかさん、これちょっと後私メモ忘れたんで、シミズさんという方おられた。

〔「シミズミチオさんですか」と加々本証人発言する〕

ミチオさんですか。はおられたんですね。

○橋本委員長 加々本証人。

○加々本証人 はい、いました。

○田原委員 ハマサキさんは。

○橋本委員長 加々本証人。

○加々本証人 はい、いました。

〔「下の名前はわかりますか」と田原委員発言する〕

忘れまして。

○田原委員 宮本数敏さん。

○橋本委員長 加々本証人。

○加々本証人 この人は備前教習所の職員ではありませんけども、ウエストジャパンのほうの職員で来てました。

〔「はい、ありがとうございました」と田原委員発言する〕

○橋本委員長 ちょっとよろしいでしょうか。委員長のほうから確認をしたいと思いますが、加々本証人は当初の20年の4月から7月ごろのいろいろな壁の様子がえであるとか、そういった作業には従事したけれども、後段の株式会社備前まちづくりが行った野菜工場であるとか、その

機材の撤収であるとか、そういったことにはかかわっておられないというふうに今聞いたんですが、そのとおりでよろしいでしょうか。

加々本証人。

○加々本証人 はい、そうです。

○橋本委員長 したがって、幡上さんという元備前市の職員がおられるんですが、その方に関しては、その方と一緒に作業をした覚えというのはございますか。

加々本証人。

○加々本証人 ありません。

○橋本委員長 ありがとうございます。

したがいまして、大きな4番目、5番目、6番目に関しては加々本証人に質問をしても意味のないことに思えるんですが、いかがでしょうか、皆さん。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、7点目の盗難事件発生後、備前警察署からの事情聴取があなたに対してあったかどうかをお尋ねをいたします。

加々本証人。

○加々本証人 はい、ありました。

○橋本委員長 ありましたか。

○加々本証人 はい。

○橋本委員長 この件につきまして、関連質問があればお受けいたします。

石原委員。

○石原委員 済いません、1点お尋ねなんですけれども、先ほどの警察からの事情聴取があったという御答弁だったんですけれども、時期で言いますとこれもしばらく前のことなんで、申しわけないんですけど、いつごろ何回あったかというのを、はい。

○橋本委員長 加々本証人。

○加々本証人 大分前なんで、ちょっと時期は覚えていません。1回だけです。

○橋本委員長 よろしいか。

ほかにはございませんか。

全般的にわたる部分でもよろしいですが、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、加々本証人に対する証人尋問は終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で加々本昌和証人に対する尋問は全て終了いたしました。

なお、今後の調査によっては再度証人等として出席要請をさせていただく場合もありますので、その際には御協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

退室していただいて結構です。

この際、暫時休憩いたします。

午後4時14分 休憩

午後4時40分 再開

○橋本委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

***** 参考人の意見聴取（高橋昌弘氏） *****

それでは、高橋昌弘氏に入室していただきます。

暫時休憩します。

午後4時40分 休憩

午後4時41分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

本日は、お忙しい中にもかかわらず本特別委員会の出席請求にお応えをいただき、まことにありがとうございます。本特別委員会の調査に御協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

それでは、参考人に対する意見聴取を行います。

進め方ではありますが、資料7の意見を聴こうとする案件について意見聴取をさせていただきます。質問は1件ずつ委員会を代表して委員長から行うことといたします。

なお、関連質問を希望される委員は委員長の許可を得てから行っていただくようお願いをいたします。

次に、参考人の発言についてですが、地方自治法第100条第3項に規定する罰則はありませんが、真相究明を図るためにも誠実にお答えいただきますようお願いをいたします。

なお、参考人は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承願います。

最後に、御発言は挙手の上、委員長の指名を受けた後、着席したままでマイクに向かって御発言願います。

それでは、委員長から質問を行います。

まず1点目、旧アルファビゼンの建物で電線が盗難被害に遭っていることをあなたが知ったのはいつごろでございますか。

高橋参考人。

○高橋参考人 私がこの盗難事件を知ったのは、たしか平成23年の7月だったと思いますけども、関係者の方が現場のほうで立ち会うというときに、私も当時活性化対策室において管理をした関係で当時の状況、まだ電気等正常に動いていた状況を知っておった関係上、立ち会ってもらいたいということで行きました。そのときに、初めてその電線等が切断、寸断されているのを知り、初めてそこで知ったわけでございます。

以上です。

○橋本委員長 もう一度確認なんですが、電線が盗難被害に遭っているのをあなたが最初に知ったのは平成23年の7月でございますか。

高橋参考人。

○高橋参考人 そのように記憶してます。

○橋本委員長 皆さん、関連質問ございましたらお願いをしたいんですが。

田口委員。

○田口委員 高橋参考人に、昔のことなんで、記憶違いというものもあるかと思うんですけど、私のもっと早くにとられとるということじゃなしに、電線切られとるらしいでということであなたにお願いして、それでアルファビゼンの私は発電機のところが見たかったんで、ちょっと連れて行っていただきたいというて行ったら確かにメインスイッチとかのところをボルト等とられておったり、もどいて、ナットもどいてとられとったり切られとったのを確認したのはたしか6月17日なんですよ。

○橋本委員長 23年ですか。

○田口委員 23年の6月17日なんですよ。だから、橋本議員が6月15日の一般質問したときに切られとると、らしいでというのを教えたのは、私はあなたに聞いて伝えとんですよ。そのときは、とられとるというふうには私は聞いてないんです。電線を切断されとるというふうには私は聞いたし、実際行ってみても電源ボックスじゃない、線のボックスのところはもう見てないから実際は切られとるといような認識でしか私もそのときはなかったけど、7月じゃないのはもう間違いないですから。切られとるといものを確認したのはね。

○橋本委員長 高橋参考人。

○高橋参考人 確かにおっしゃるように6月の今17日という日にちが田口委員のほうからお話を受けました。これは私の記憶ではたしか5時前、非常に、非常に暗いことはなかったですけど、もう勤務時間の終わる前に田口委員のほうから実はこうらしいでと。それ私がこうとられとると言った記憶はちょっとはっきりしないんですけども、だったら見に行ってみようやということで、私当時都市整備課の課長をしておりました。直接私のあれじゃあないんですけど、産業部次長という立場と以前活性化対策室において正常な状況を知つとる関係でちょっと一緒に行こうやと、行って見ようやということで当時商工観光課だったと思うんですけど、そこでちょっと鍵を貸して、手配して入れるような準備をしてくれということで、私と田口委員と、それから商工観光課の職員が2人かおったと思うんですよ。それで、北西のほうから、管理人室のほうから入っていったしか地階を通過か、1階を通過して階段、中の内部階段を通過して5階へ上がって発電機を見たと思います。そのときに、これはまだ使えるなあとか、使えんなあとかというような形で確かに線は一部切られたような状況はあったと思います。その時点で、断線、それから盗難というなのは全く、それが盗難にしとるもんだというような感じはなかったと思うんです。もし盗難しとったり、そういう状況であればそこだけじゃなくて、そこだけ見て当時もう帰ったと思うんですよ。ですから、もしそういう状況があれば、例えば7階のキュービクルの受電設

備だとか、各階をそれぞれ行っと思ったんじゃないかと思うんです、そういう状況を私どもが把握しとれば。じゃから、その部分では私どもそこまでの認識なくて発電機の劣化状況とか、それから内部そういううわさがあったのであればその辺で調査行ったんじゃないかなあという記憶で、私もその時点にきっちりどこがとられとるか、ほかを行ってないからわからなかったという状況のように記憶しております。

以上です。

○橋本委員長 委員長のほうから質問いたしますが、それらの確認すら私が6月15日に一般質問でそういうことを指摘した以降の6月17日に確認に行ったということですか。その以前にはあなたは、参考人は知らなかったということでしょうか。

高橋参考人。

○高橋参考人 私も直接そういう部署におりませんでしたので、それまでは田口委員と行くまでは当分の間行ったことがございませんでした。初めてそのときで17日ですか、今日にちをお聞きしますと。そのときに行ったのが一番最近といいますか、直近の部分だったと記憶しております。

○橋本委員長 だから、一番早くに知り得たのは6月17日ということですか、23年の。

高橋参考人。

○高橋参考人 そのときは基本的に先ほども言いましたけど、主に発電機、これが稼働するかどうかなか、その状況を見に行こうというような感じで行ったと。ですから、ほかの部分全く切断、盗難に遭つとるといような認識ではちょっと私おらなかったと記憶してますけども。

以上です。

○橋本委員長 先ほどの濱山参考人にお尋ねをしたら、私からの指摘を受けて6月15日に複数人で確認に行って電線の盗難被害を確認したという証言というんですか、発言があったんですが、その段階でもあなたは知らなかったということですか、6月15日の段階で。

高橋参考人。

○高橋参考人 私はこの時点では知ってないです。15日も声かかってないですし、行ってないですし。

以上です。

○橋本委員長 関連する質問ございませんか。

田原委員。

○田原委員 その自家発は燃料は何だったんですかね。燃料のドラム缶が何本かあそこにあったということをじん肺の人たちから聞いてるんですよ。

○橋本委員長 高橋参考人。

○高橋参考人 ちょっとはつきりわからないんですけど、重油かなとは思っておりました。ただ、そこへドラム缶があったとかというのはちょっと私もそこまで具体的には見てないです。ただ、活性化対策室で管理しよるときには発電用のどういうんですか、バッテリーですか、そうい

うふうなもの記憶はありますけども、特に油タンクのドラム缶が何本かあったというところまでの記憶はございません。

以上です。

○橋本委員長 よろしいか。

川崎副委員長。

○川崎副委員長 購入してから自家発電を市の職員が始動させたことあるんですかね、試運転というか。

○橋本委員長 高橋参考人。

○高橋参考人 自家発なんか作動させたことはございません。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 もう一点、あなたはあれを市の持ち物にした当時に担当者だったように記憶してるんですが、朝からずっと証人喚問やってきたんですけどね、備品台帳はつくってないということ、それから宇治橋氏が、事務局をしてた宇治橋氏の証言ではもう事務所に、事務所の机1つは夢袋へ持っていったと。その他のものについては廃棄処分、大方ものは廃棄処分したんだというような証言があったんですが、そういうようなことについて処理する了解というか、同意はされたんでしょうか、当時は。

○橋本委員長 高橋参考人。

○高橋参考人 今に冷静になれば当然その資産価値のあるもの、そういうものはやはり備品台帳を整備することは必要だったと思うんですけど、当時17年3月合併の直前駆け込みで取得したときに、あるいは取得した後、あれをどうするかという形で議論しよる中で備品台帳までつくって整備するという記憶はございませんでしたし、中にあるものはもう目ぼしいものは全部ほとんど撤収し、残ったものはもう本当にもうスクラップのようなものしか残ってないというような認識しかしておりませんでした。

以上です。

○橋本委員長 それで、借り受け人のNPO法人からいろんなもんを処分してもよろしいかという問い合わせはありましたか。

高橋参考人。

○高橋参考人 私は、そういうことは一切聞いておりません。

○橋本委員長 はい。

○高橋参考人 はい。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 スクラップみたいなもん言うけどね、今役所のもの、この机も全部備品台帳があるんですよ、皆ね。備品のあれ張っとんよ。今でも大きな机とか椅子なんかまだあるじゃないの。そやから、一切合財価値がなかったのかということ余り、どうかと思うんですけどね。机も会議用机みたいなんありましたよ、今も。そやから、もっとほかにもあったんじゃないかという気

がするんですけどね。いかがですか。

○橋本委員長 高橋参考人。

○高橋参考人 事細かく何が何個あるかというような認識は全く持っておりませんでした。

〔「結構です」と田原委員発言する〕

以上です。

○橋本委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、次の質問に移りたいと思います。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

質問の2点目は、被害現場の確認についてということで、先ほど答弁がありました。6月17日に発電機の近辺を見られたと。その他については電線が大量に盗難被害に遭っただけですが、そういった部分についてはあなたは目で確認、目視はされておられませんか。

高橋参考人。

○高橋参考人 先ほども言いましたとおり、17日は自家発のところしか行ってないです。ですから、私の言うのは先ほど言いました7月の日に関係者の方々が一堂に集まって調査をしたときに初めて状況を私はそのとき見ました。

以上です。

○橋本委員長 関連の質問ございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、よろしいですか。

〔「その他は」と津島委員発言する〕

その他という格好の質問事項はございませんが、項目はございません。何か質問したいことがございますか、この際ですから。

津島委員。

○津島委員 高橋さん、御無沙汰しております。あなたが活性化対策室長代理のときに恐らく、私が議会で言ったこの申出書、これは平成18年5月26日に出されたものです。これは市の職員が書いたものを判こを突いただけだというふうに私は聞いておりますが、これは本当ですか。

○橋本委員長 高橋参考人。

○高橋参考人 私は、たしか18年4月1日に異動しとると思います。下水道課のほうへ、下水道課長で当時異動しておると思います。ですから、その8月の分の文書については記憶にございません。

○橋本委員長 津島委員。

○津島委員 それでは、その約2年半後に、平成20年12月22日に寄附金返還要求書が吉村武司さんから西岡市長殿で出されておりますが、これもやはり同じ職におられたんですか。

○橋本委員長 高橋参考人。

○高橋参考人 済いません、20年の何月でありましたでしょうか。

〔「12月22日ですわ」と津島委員発言する〕

このときは私財政課のほうへ異動になっております。しかしながら、そのことについては承知しておりません。

○橋本委員長 よろしいか。

津島委員。

○津島委員 それでは、吉村武司さんは備前市へ寄附金の返還に来られたことがありますか。

○橋本委員長 高橋参考人。

○高橋参考人 この盗難とは関係直接ないようなんですけども、お答えする必要がありますか。あればお答えしますが。

○津島委員 これ私何で言よるかというて、先ほども問うたんですけど、盗難事件の根幹にかかわることなんですわ。何でかいうたら、市が買って、それを寄附金を吉村武司さんに寄附金、購入と同額の寄附をしてもろうて、それが返還しとんですわな、こねえなことはないと議会で私はずっとこればかりし追及しよんですけど、それは返還しとるわけが知りたいんですわ。返還しとらなんだら一つもこねえな百条なんか開かんでもええし、一々何やかんや言わんでもええんですけど、この事実がぜひ知りたい。ちょっと教えていただきたい。

○橋本委員長 大いに関係ありという委員の意向でございますので、差し支えなければ御答弁願います。

高橋参考人。

○高橋参考人 お答えさせていただきます。本人の方が返還してほしいとってこられたのは事実でございます。それは、私が活性化において17年の多分12月か18年1月、2月にかけて電話で、私は直接では電話でお話をさせていただきました。そのときの返還の理由が、もうかれこれ1年近くたつけども、何ら活用されてないと。活用を願っての寄附なので、もう早く活用してくれえと。できんのんであれば、本来の趣旨から違うんで、返していただきたいというような電話での申し入れを受けました。それは事実でございます。

以上です。

○橋本委員長 津島委員。

○津島委員 直接市役所へ来られて返還の要求をされたことはありませんか。

○橋本委員長 高橋参考人。

○高橋参考人 直接来られたというのは何か2回ほど来られたとは聞いていますけど、私は直接お会いして話はしておりません。

以上です。

○橋本委員長 津島委員。

○津島委員 一説には市役所で吉村武司氏から寄附金を払わなんだから訴えたるぞとか、今度来るときは首を洗って待っとけえというような話を言われたり、聞いたことが高橋さんはありますか。

○橋本委員長 高橋参考人。

○高橋参考人 それは私がそういうふうに関わりが一般的に私以外の職員かそれはわかりませんが、当時の記憶なんで、はっきりはございませんが、返していただきたいという申し入れは、強い申し入れがあったのは事実でございます。

○橋本委員長 もうこれぐらいにしときましょうか。

〔「終わります」と津島委員発言する〕

ほかに高橋参考人にお尋ねをしたいことはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、以上で高橋昌弘氏に対する意見聴取を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議ないものと判断いたします。

以上で高橋昌弘氏に対する意見聴取は全て終了しました。

なお、今後の調査によっては再度証人等として出席要請をさせていただく場合もありますので、その際には御協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

御退室をいただいて結構です。

暫時休憩いたします。

午後5時01分 休憩

午後5時03分 再開

○橋本委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

***** 情報提供依頼について *****

ただいまお手元に配付をいたしました市民に対して情報提供を求める「広報びぜん」に掲載していただきたいとする原稿の案でございます。この件につきましては、皆様お持ち帰りをいただいて、次回の11月……。

〔「委員長」と田原委員発言する〕

えっ。

○田原委員 委員長、次回じゃ間に合いません。そやから、きょう決定してもらったらと……。

○橋本委員長 ちょっと待ってくださいね。きょう決定したら間に合いますか。私はきょう決定しても物理的に間に合わないというふうに聞きました。

〔「間に合わあな」と田原委員発言する〕

いや、そらきょうが……。

〔「14」と呼ぶ者あり〕

〔「そらあ、気の抜けたビールじゃがな、そんなん。聞いてみられえ。通常のことと違うんやからね」と田原委員発言する〕

ちょっと待ってください。事務局石村君、この案ですが、きょう決定をしたら12月号、「広報びぜん」12月号の掲載に間に合いますか、物理的に。

○石村議事係長 間に合わない……。

○橋本委員長 間に合わない。

〔「12月に間に合わん」と田原委員発言する〕

きょう決定しても。

〔「そら、何とかして……」と田原委員発言する〕

原稿の締め切りがもう締め切っておるみたいですね。

〔「そやけど、何とかなろうが。勝手なことはするがな」と田原委員発言する〕

〔「折り込みでいきゃええやん」と川崎副委員長発言する〕

〔「折り込みでもええよ、そりゃあ」と田原委員発言する〕

〔「委員長、ちょっと文言にちょっと……」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、ちょっと暫時休憩をいたします。

午後5時04分 休憩

午後5時15分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、以上をもちまして本日の百条委員会を終了したいと思います。

また、後日きょうの1番目に証人に立られようとした塚元さんへの対応については後日皆さんと協議をしたいと思います。

以上で閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後5時16分 閉会